

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 297

2013 11

CONTENTS

視点・論点 消費増税に伴う新経済対策と建設投資見通し	1
I. フィリピンにおける PPP 事業の動向	2
II. オーストラリア連邦・アボット新政権のインフラ政策	5
III. 入札契約制度改革の現状と課題 (その3 ダンピング対策)	9
IV. 2013・2014 年度の建設投資見通し	27
V. 建設関連産業の動向 ー鋼構造物工事業(鉄骨工事業)ー	36



一般財団法人 **建設経済研究所**

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル8F

Tel: 03-3433-5011 Fax: 03-3433-5239

URL: [http:// www.rice.or.jp](http://www.rice.or.jp)

消費増税に伴う新経済対策と建設投資見通し

研究理事 角南 国隆

当研究所では10月21日に2013-14年度の建設投資見通しの10月推計(一次改定)を発表した。今回の推計作業は、今年4-6月期のGDP統計2次速報が公表された9月上旬に開始しており、10月初旬までに入手可能なデータ・情報をもとに作業した結果、今年度の建設投資は総額48兆9,800億円(昨年度比9.1%増)、来年度47兆8,500億円(今年度比2.3%減)となった。詳しくは本号記事をご覧ください、以下、政府建設投資、民間住宅投資及び民間非住宅建設投資について簡単に述べたい。

前回7月推計以降の3ヶ月間の主なニュースといえば、来年度消費増税の決断(10月1日)である。日銀が同日公表した9月短観でも業況判断指数([良い]-[悪い]、%ポイント)は全産業・全規模でプラス2となる中で、建設業(大企業)はプラス20とバブル期以来約20年振りの高水準となり、回復が遅れていた中小建設業もプラス7と遂に15年振りのプラス圏に浮上した。

消費者物価も上昇の兆しが見られる。ただし、名目賃金の上昇が伴わなければ、実質賃金が目減りすることになり、そこへ消費増税が加われば、実質消費支出の縮減による景気腰折れもありうるわけなので、それを防ぐために約5兆円規模の新経済対策の策定及び補正予算の編成が閣議決定された。この5兆円には住民税非課税世帯への現金給付措置や投資減税措置等も含まれる模様で、建設投資予算の規模は未だ不明であるが、当研究所では国費(公共+非公共)で2兆円、事業費で3兆円と仮定した結果、政府建設投資は今年度21兆300億円(昨年度比11.5%増)、来年度19兆4,000億円(今年度比7.8%減)となった。新経済対策の補正予算に係る出来高のほとんどが「15ヶ月予算」として来年度に繰り越されるとしてはいるものの、いかんせん昨年度補正予算が非常に大きかった反動で来年度はマイナスとなった。とはいえ、昨年度の18兆8,600億円を5,400億円、2.9%上回る高水準である。

民間住宅投資については、今年度前半に消費増税前の駆け込みが見られたものの、住宅ローン減税の延

長・拡充、すまい給付金等の平準化措置が奏功して、持家に係る駆け込み需要は前回増税時に比べると半分程度である。他方、貸家については平準化措置がないため、前回増税時と同程度の駆け込みが生じている。これらの結果、今年度の着工戸数は92.9万戸(昨年度比4.0%増)と予測している。次に、来年度の住宅着工については、若干の反動減は避けられないものの、消費増税決断により、我が国財政への懸念が薄らぐとともに日銀の国債大量購入で長期金利が歴史的な低水準にあり、金利先高感を背景とした消費者心理にも下支えされることから、89.7万戸(今年度比3.4%減)と比較的高水準を予想している。しかし、米国国債のデフォルトは期限ギリギリで回避されたとはいえ、数ヶ月間の一時的な妥協策に過ぎず、連邦政府債務上限引上げ問題は今後も国際金融市場を動揺させるおそれがある。また、米FRBの次期議長にイエレン氏が指名され、量的緩和縮小には慎重と見込まれているが、我が国金利への影響は引き続き注視する必要がある。

民間非住宅建設投資(オフィス、店舗、工場、倉庫等の建築工事+鉄道、通信、電力・ガス等の土木工事)については、店舗で若干の上方修正、工場で若干の下方修正をした程度で、トレンドは前回7月推計と変化はなくリーマンショック後の急落からの緩やかな回復基調が続くと見ており、今年度は12兆9,900億円(昨年度比7.7%増)、来年度は13兆7,200億円(今年度比5.6%増)としている。ここには、設備投資減税の効果は加味されておらず、今後さらに上ブレする可能性がある。

なお、2020年東京オリンピックの影響であるが、単年度で約50兆円という我が国の建設市場規模からみると五輪関連の直接的な建設投資はさほど大きくない。ただし、海外からのお客様を迎えるため、渋滞対策や景観整備が加速することで、首都圏沿道への店舗、物流施設の立地や都市開発に係る民間投資が進むなど間接的な効果はある程度期待できよう。何より2020年までの長期的な視野が広がることから、景況感は更に改善するものと思われる。



世界各国でご活躍されている建設アタッシュの方々に、任国での建設関連トピックをご紹介します。今月は、在フィリピン日本国大使館 二等書記官の米澤明男氏より、フィリピンにおける PPP 事業の動向について、在オーストラリア日本国大使館 一等書記官の古市秀徳氏より、オーストラリア連邦・アボット新政権のインフラ政策について御寄稿いただきました。

I. フィリピンにおける PPP 事業の動向

在フィリピン日本国大使館 二等書記官
米澤 明男

1. 現状と最近の動向

2010年5月のアキノ政権発足以来、PPP事業の推進は重要な柱の一つとして、国民及び海外ドナーからその動向は注目を集めてきた。過去3年、直近に発注されるべきPPP優先案件として十数件の事業がリストアップされてきたが、そのうち現在契約に至ったものは、3件にとどまり、当初の思惑通りには進捗していないのが現状である（図表1参照）。

図表1 比政府が優先案件として発表した主なPPP事業の進捗状況

案件名	予定事業費（億ペソ）	進捗
ダアンハリ南ルソン高速道路連結道路建設事業	20.1	事業者契約済
学校建設事業Ⅰ	162.8	事業者契約済
ニノイアキノ国際空港高速道路建設事業	155.2	事業者契約済
学校建設事業Ⅱ	88.0	落札
南北ルソン高速道路接続高速道路建設事業	212.0	事業者決定済
フィリピン整形外科センター近代化事業	56.9	NEDA 理事会再協議
自動料金収受システム	17.2	入札手続中
マクタン・セブ国際空港旅客ターミナルビル建設事業	170.0	入札手続中
カビテラグラナ高速道路建設事業	354.2	入札手続中
アンガット水力発電所タービン修繕・運転・維持管理事業	11.6	入札手続中
LRT1 号線延伸・維持管理事業	592.0	入札手続中
穀物集中管理事業	2.9	FS 調査済
水資源開発事業	443.1	FS 調査済
ボホール空港運営・維持管理事業	19.0	FS 調査済
ラギンディンガン空港運営・維持管理事業	未定	FS 調査済
LRT2 号線運営・維持管理事業	未定	FS 調査済

出典：PPP Center (2013年10月末時点)

PPP センターの格上げ、BOT 法の改正等制度面でのこ入れは実施してきたものの、事業の進捗という観点からは、大きな成果は出ていない。アキノ政権の 1 丁目 1 番地となっている「汚職撲滅」に時間を多く費やし、また、そのため事業審査も厳しくなっていることが一因である。事業認可の最終決定機関である国家経済開発庁（NEDA）理事会（大統領が議長）においては、大統領自らが経済効果や事業コストに関する計算をその場で行い、事業の妥当性を確認している実態があることを踏まえれば、承認までに時間を要することは想像に難くないが、汚職や無駄な公共事業費の削減という点では必要なステップであり、評価できる部分もある。

また、大統領による事業承認後も、入札が予定より遅れる事例が最近多くなっている。特に LRT 延伸や空港、高速道路建設等の大規模事業では、入札不調や数ヶ月単位での入札延期が続いており、政府側が民間側に過剰な入札資料の提出や過度なリスクを課していることが原因であるとして入札者側は改善を訴えている。

本年 4 月、ニノイアキノ国際空港（NAIA）高速道路建設事業が、予定事業費約 155 億ペソに対し、110 億ペソという破格の事業権取得前払金で応札（2 番手は約 3 億ペソで入札）されており、政府が自らインフラ、特に PPP 事業へ補助負担を増加しようというインセンティブが削がれる状況が起きている。事実、次に公示されたカビテラグナ高速道路建設事業では、一度は上下分離方式（建設を円借款、維持管理・運営をコンセッション）で行うこととして NEDA 理事会による承認がなされたものの、NAIA 高速道路の入札を受け、その決定を覆して、最終的に一般 PPP 案件（NAIA 高速道路の前払金を政府出資分に充てる模様）として、円借款の活用を取り消して公示がなされた。GDP 成長率は 2011 年 3.91%、2012 年 6.59% と経済指標は全般に好調なため、民間企業は財閥系事業会社及び金融機関ともリスクを取ることに積極的であり、また、市中の貸出しレートが JBIC 融資と大差ないところまで下がり、期間も 15 年程度の長期貸出しが認められている等、インフラ事業への民間投資が盛況で、政府の支援が少なくても事業が成り立つてしまう背景がある。

2. 今後の見通し

本年 2 月に開催されたフィリピン開発フォーラム総会では、政府のインフラ支出を GDP 比で現在の 2.6% から 2016 年までに 5% に上げることが宣言された。また、2016 年 5 月にアキノ大統領が任期を迎えること、また、2015 年の APEC 首脳会議開催に向け、インフラ整備を加速させる旨関係閣僚が頻繁に発言している。比政府内部でも、これらのタイミングまでにどう事業を完成させるかという選定や改善が思案されていることから、過去の 3 年のアキノ政権前期と比べれば、インフラ事業の進捗は改善されると予想できる。

これらのことは、本年 8 月に、未完成のまま工事中断していた NAIA 第 3 ターミナル建

設工事が 11 年ぶりに再開されたこと、本年 9 月には、現在メトロマニラ中心部で途切れているスカイウェイを北ルソン高速道路まで繋ぐスカイウェイ第 3 期事業及び南北ルソン高速道路接続事業が、数年の議論を経てようやく開始されたことを踏まえれば、既にインフラ整備の加速化の兆候は見え始めていると言える。

3. 日系企業の受注可能性

一般的な PPP 事業案件については、フィリピンの財閥系企業を中心に受注合戦が繰り広げられており、日系企業単独での参加は、当地の PPP 制度や事業リスクも踏まえると難しい状況ではあるが、財閥企業との受注前後での提携により、PPP 事業に参入していくことは一つの手として考えられる。また、今後は LRT やボホール空港整備等 STEP 案件が続き、当館及び当地 JICA 事務所としても日系企業が参入しやすい環境整備を行っているところ、できるだけ多くの案件を日系企業が受注し活躍できるよう支援していく。

II. オーストラリア連邦・アボット新政権のインフラ政策

在オーストラリア日本国大使館 一等書記官
古市 秀徳

1. 概要

オーストラリアでは本年 9 月に連邦議会選挙が行われ、保守連合が 6 年ぶりに労働党から政権を奪還した。保守連合はインフラ整備、とりわけ道路整備を主要な選挙公約の 1 つに掲げて選挙戦を戦い、新政権発足直後に大型道路プロジェクトの建設発表を行うなど、積極的に施策を推進している。

ここでは、選挙結果を中心としたオーストラリア連邦政治の動向及び新政権のインフラ政策（道路政策）について紹介する。

なお、本稿は筆者の個人的見解を記載したものであり、組織的見解を示したものではない。

2. オーストラリア連邦の政治動向 ～アボット保守連合政権の誕生～

(1) 労働党政権の混迷

2007 年から 6 年間続いたラッド／ギラード労働党政権は、難民問題や炭素課金制度の導入等で世論の批判を浴び、世論調査の支持率が低迷。2013 年後半の連邦選挙での保守連合（自由党・国民党の連立）への政権交代は、かなり以前より多くの識者からほぼ確実視されていた。

①70 年ぶりのハング・パーラメント

2010 年、与党労働党内の政変により、ラッド氏に代わってギラード氏が首相に就任。その直後に連邦議会選挙が行われたが、労働党は大幅に議席を減らし、二大政党の両方とも下院で過半数に満たない、いわゆる「ハング・パーラメント」となった。

労働党は小政党及び無所属議員の協力を得て下院の過半数を確保し、何とか政権は維持したものの、その後 3 年間にわたり、1～2 議席を失えば政権が崩壊するという厳しい状況下で、極めて不安定な政権運営を強いられることとなった。

2011 年、ギラード首相は選挙公約を破って炭素課金制度の導入を決定。また新たな難民施策を発表するも、連邦高裁の違憲判決により撤回に追い込まれ、これらの対応が野党保守連合及び国民の大きな批判を呼んだ。その後ギラード首相は教育改革や障害者保険制度の導入など社会政策で成果を残したものの、党内抗争の泥沼化により労働党のブランドイメージは大きく傷付き、同党の支持率は長期低迷することとなった。

②ラッド首相の返り咲き

本年 6 月末、連邦議会の会期末にラッド陣営が党首選を仕掛け、即日実施された党首選でラッド氏が宿敵ギラード氏を破り 3 年ぶりに首相に返り咲いた。労働党は国民人気の高いラッド氏復帰による支持率回復を追い風に、連邦議会選挙を 9 月 7 日に前倒ししたものの、選挙戦に入ると労働党の勢いは失速。アボット氏率いる保守連合は、浮き足立つ労働党をよそに、細かな政策を出し惜しみしつつ、失策のない手堅い戦いでリードを保った。

(2) 2013 年連邦議会選挙結果

①アボット率いる保守連合が圧勝、政権交代が実現

9 月 7 日に実施された連邦議会選挙（下院 150 議席の全数と上院 76 議席のうち 40 議席が改選）は、6 年間続いた労働党政権に対する豪国民の不満を追い風に、保守連合が全国的に得票を伸ばし 90 議席を獲得した一方で、労働党は得票率が過去 100 年間で最低の水準に落ち込み、55 議席まで議席を減らした。

同日夜、アボット氏は勝利宣言を行い、ラッド氏は敗戦の責任を取り選挙後の党首選に出馬しないことを発表。同月 18 日には第 1 次アボット内閣が発足し、11 月 12 日より連邦議会が再開された。

②上院では与党が過半数割れ

なお、保守連合が圧勝した下院に対して、上院（州単位の中選挙区）では、保守連合は議席を 1 つ減らし、単独過半数を得られなかった。連邦議会では上下院の権限はほぼ対等であり、上院で野党労働党や第三党グリーンズの協力が得られない場合、与党が法案や予算案を可決するためには新興小政党の協力を複数取り付ける必要があり、今後、これら小政党が議会運営に強い影響力を持つ可能性がある。

保守連合は今後、炭素税（炭素課金制度）廃止法案の成立を最優先に進める予定で、同法案の議会・上院での成否が、連邦政治動向の大きなカギを握ることになる。

(参考) オーストラリア連邦の選挙制度

連邦議会の選挙制度はユニークで、罰金付きの義務投票制に加え、優先順位付き連記投票制という複雑な投票方式を採用している（特定候補を落とすための投票行動を取ることができる一方で、今回選挙では優先順位 1 位の得票率が 0.3%未満でも当選するケースが生じ、問題となった）。そのため、開票及び当落の確定に時間がかかり、全ての議席が最終確定したのは投票から 2 ヶ月近くが経った 11 月上旬であった。

3. アボット新政権のインフラ政策（道路政策）

オーストラリアでは基本的にインフラ整備は州政府の権限となっており、州を横断する国家的プロジェクトや国の財政支援が必要な各州の重要プロジェクト及び全国統一的なルール作り等に関して、連邦政府が州政府に調整や支援を行う仕組みとなっている。また、PPP (Public-Private Partnership) を用いた民間投資によるインフラ整備が発達している。

アボット新首相は9月18日の首相就任スピーチで、「炭素税を廃止し、ボートで入国を試みる難民を阻止し、予算をコントロール下に置き、21世紀の道路を建設する」と述べ、これら4つの選挙公約を優先的に取り組む意向を示した。本稿では、アボット新政権のインフラ政策の一つとして、道路政策について紹介する。

(1) 新政権が道路整備を重視する理由

4つ目の選挙公約であった道路整備については、他の主要な選挙公約とは異なり、どちらかという選挙戦に入ってから大きくクローズアップされたものである。人口密度の低い地方部を地盤とし、与党保守連合のジュニア・パートナーである国民党が以前から道路整備を主要政策に掲げており（国民党党首であるトラス副首相はインフラ・地域開発相を兼任）、保守連合の最大勢力である自由党もこれに配慮したものと考えられる。

また、過去6年間、労働党政権はブリスベン～シドニー～キャンベラ～メルボルン間の高速鉄道構想の推進に重きを置く一方で、シドニーやメルボルン等の大都市での深刻な道路渋滞の解消や地方部の資源プラントへのアクセス整備は必ずしも円滑に進まなかったことも、保守連合が道路整備を重視している要因の一つであると思われる。

なお、アボット新政権は、閣僚名や省庁名の「交通」の名称を「地域開発」に変更するなど、現在のところは高速鉄道構想については労働党政権と比べて積極的であるとは言えず、将来的な都市間移動の需要増については、当面、シドニー第2空港建設を中心に組み込んでいく意向である。

(2) 新政権の道路政策

新政権は今後のインフラ整備に、連邦政府として200億豪ドル（約1兆9000億円）以上の予算投入を打ち出しており、道路関係で既に発表されているものだけで180億豪ドル（今後4年間で110億豪ドル）に達している。主な道路プロジェクトは以下の通りである（数字は連邦政府の予算額。さらに州政府予算及びPPPによる民間投資が加わるため、実際のプロジェクト総額はさらに大きくなる）。

- ・ブルース・ハイウェイ（ブリスベン～ケアンズ）【67億豪ドル】
- ・パシフィック・ハイウェイ（ニューカッスル～クイーンズランド州境）【56億豪ドル】
- ・メルボルン・イースト・ウエスト・リンク（都市横断道路）【15億豪ドル】
- ・ウエスト・コネックス（シドニー西部と中心部を結ぶ専用道）【15億豪ドル】

また新政権は、総額 6 億豪ドル（約 570 億円）に達するといわれている、老朽化した地方道や橋梁の修繕に円滑に対応できるように、州政府及び地方自治体に 3 億豪ドルの支援を行うことを約束している。

(3) ウェスト・コネックス建設計画（シドニー）

新政権が発足した翌日の 9 月 19 日、アボット首相はトラス副首相兼インフラ・地域開発相及びオファーレル・ニュー・サウス・ウェールズ州首相とともに記者会見を行い、シドニーの自動車専用道路「ウェスト・コネックス」の建設着手を表明した。

同道路はシドニー西部郊外から中心部、シドニー空港周辺を経て南西部へ至る U 字型の自動車専用道路（全長 33km）で、新規建設区間（合計 13.5km）は地下トンネルで構成されており、事業主体は州政府である。

同区間は深刻な道路渋滞が慢性化しており、これまでも渋滞解消の切り札として建設計画が持ち上がっていたものの、財源問題や沿道住民の反対で進んでいなかった。今回、連邦政府及び州政府が同じ保守系となったのを機に、両政府の協力により同計画が前進することとなった。

総工費は 115 億豪ドル（約 1 兆 1 千億円）で、州政府はオーストラリア最大のインフラ・プロジェクトになるとしており、うち 15 億豪ドルを連邦政府が、18 億豪ドルを州政府が予算確保している（残りは民間投資で、通行料金収入を工事費償却に充てる予定）。計画では、今後 PPP の手続きに入り 2015 年には建設着工、2023 年までの全線完成を目指すとしている。

(参考) NSW 州政府 WestConnex ホームページ <http://www.westconnex.com.au/>

Ⅲ. 入札契約制度改革の現状と課題（その3 ダンピング対策）

前号では、入札契約制度改革の現状及び課題の把握に当たって実施した地方公共団体アンケート調査結果のうち、総合評価方式の導入に関連する部分について紹介したが、本号ではダンピング対策の状況について、ご紹介することとしたい。

1. ダンピング対策の状況

(1) 落札率の推移

最近の3年間の落札率の推移については、若干ではあるが上昇に転じている団体が6割を超え、以前に比較すると低価格入札の傾向は底を打っているとも考えられる。しかしながらこの落札率は一般競争入札で行ったものと指名競争入札で行ったものを単純平均したものであり、企業ヒアリングでは指名競争入札案件については相対的に落札率が高いが、一般競争入札案件においては競争が激しく落札率が低いという声もあり、件数的には指名競争入札案件が約半数を占めることを勘案すると、一般競争入札案件について落札率が下げ止まったと判断するには至らない状況にある。

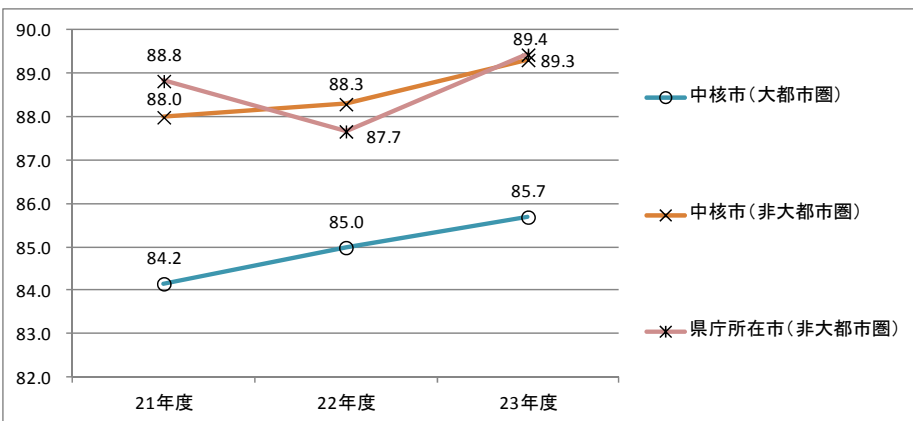
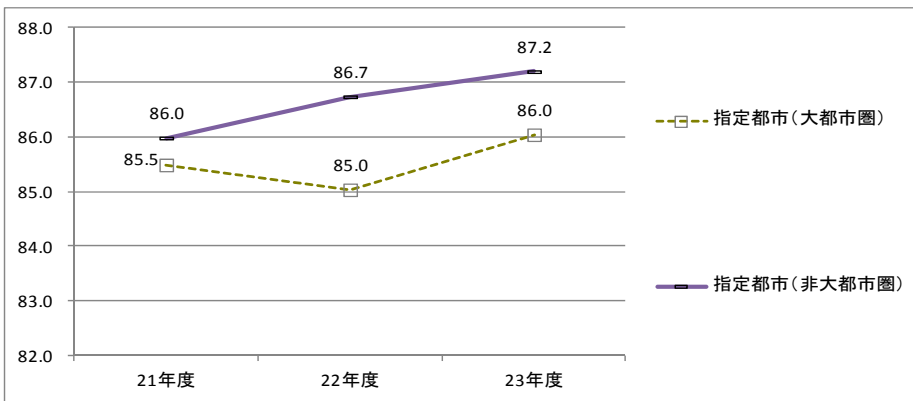
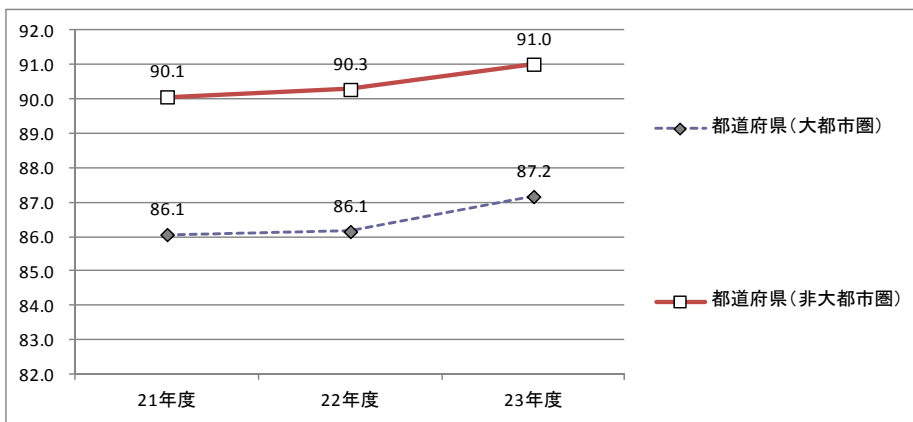
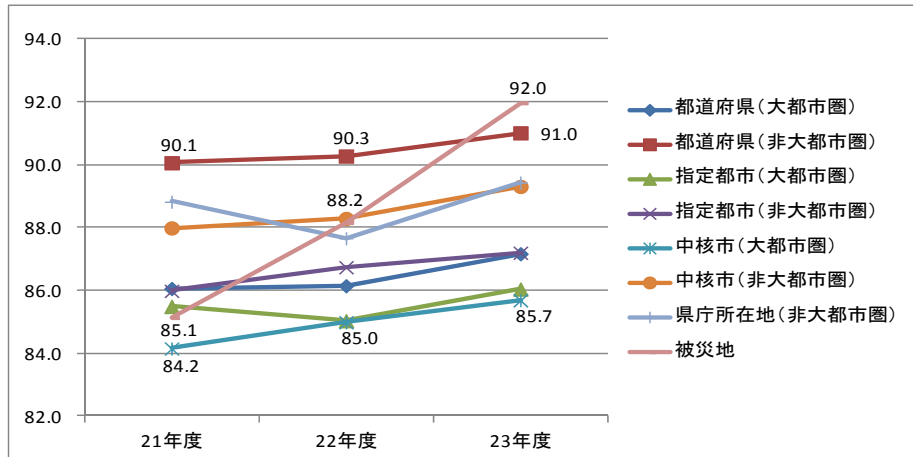
また、あくまで予定価格に対する落札率であり、前年度の落札結果に基づき積算された予定価格に対しての率であるので、実際の落札価格水準の下げ止まりを示すものではないことにも留意する必要がある。

落札率の水準としては、地域別・階層別では非大都市圏の都道府県が約90%で推移し最も高く、大都市圏の中核市が85%前後でこの中では最も低くなっている。

また、被災地がサンプル数としては少ないものの、落札率の上昇が際立っている。

図表 落札率の推移

	21年度	22年度	23年度	23年度>21年度の 自治体数/対象団体
都道府県（大都市圏）	86.1	86.1	87.2	5/8(62.5%)
都道府県（非大都市圏）	90.1	90.3	91.0	21/38(55.2%)
指定都市（大都市圏）	85.5	85.0	86.0	6/9(66.7%)
指定都市（非大都市圏）	86.0	86.7	87.2	5/8(62.5%)
中核市（大都市圏）	84.2	85.0	85.7	7/9(77.8%)
中核市（非大都市圏）	88.0	88.3	89.3	15/22(68.2%)
県庁所在市（非大都市圏）	88.8	87.7	89.4	6/9(66.7%)
被災地（上欄より抜き出し）	85.1	88.2	92.0	6/6(100%)
全体（大都市圏）	85.2	85.4	86.2	18/26(69.2%)
全体（非大都市圏）	88.9	89.0	89.9	47/77(61.0%)



(2) 予定価格公表時期の見直し状況

予定価格の公表時期について、直近の入契法調査（2011年9月1日現在）以降見直したことがあるかどうか調査したところ、10団体から見直したという回答があった。

この結果を入契法調査に加味すると以下のような状況となり、依然として事前公表としている団体が過半を占めている。

図表 予定価格公表の時期

	事前公表	事前事後併用	事後公表	合計
都道府県	25	8	13	46
指定都市	7	4	7	18
中核市	18	6	7	31
県庁所在市	3	3	2	8
全体	53	21	29	103

(3) 最低制限価格制度、低入札価格調査制度の導入状況

①両制度の導入状況

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の導入状況について調査した。

両制度を併用している団体が84（83.2%）と多数であり、中核市及び県庁所在市で最低制限価格制度のみを採用している団体が15あった。一方低入札価格調査制度のみを採用している団体は4で、どちらも導入していない団体はなかった。

図表 最低制限価格制度・低入札調査価格制度の導入状況

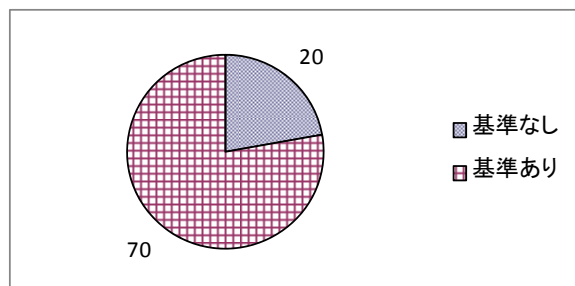
	両制度を併用	最低制限価格制度のみ導入	低入札価格調査制度のみ導入	どちらも導入していない
都道府県	42	0	3	0
指定都市	16	0	0	0
中核市	19	11	1	0
県庁所在市	7	2	0	0
全体	84	13	4	0

両制度を併用している場合どのような使い分けをしているか調査したところ、一部の団体では工種、規模による使い分けはしていない、案件ごとに適用しているとの回答もあったが、多くの団体ではWTO対象工事、総合評価方式の適用工事には低入札価格調査制度を活用するのを基本とし、あとは一定金額以上の比較的大規模な工事は低入札価格調査制度、同未満の比較的小規模な工事は最低制限価格制度と使い分けをしているとの回答があった。

②低入札価格調査制度における失格基準の有無

低入札価格調査制度において失格基準を定めているか調査したところ、70 団体 (77.8%) において具体の失格基準を定めていた。

図表 低入札価格調査制度における失格基準の有無



③両制度の対象工事数及び失格件数

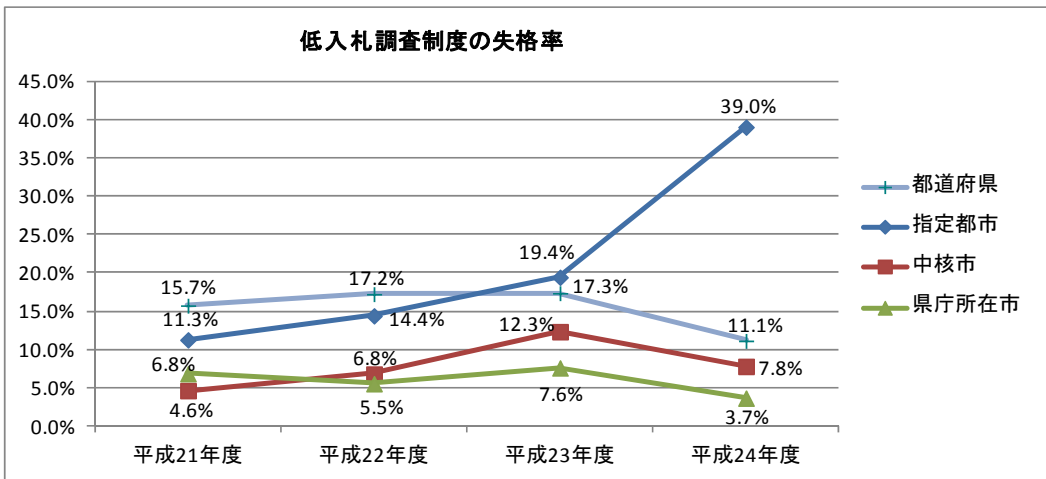
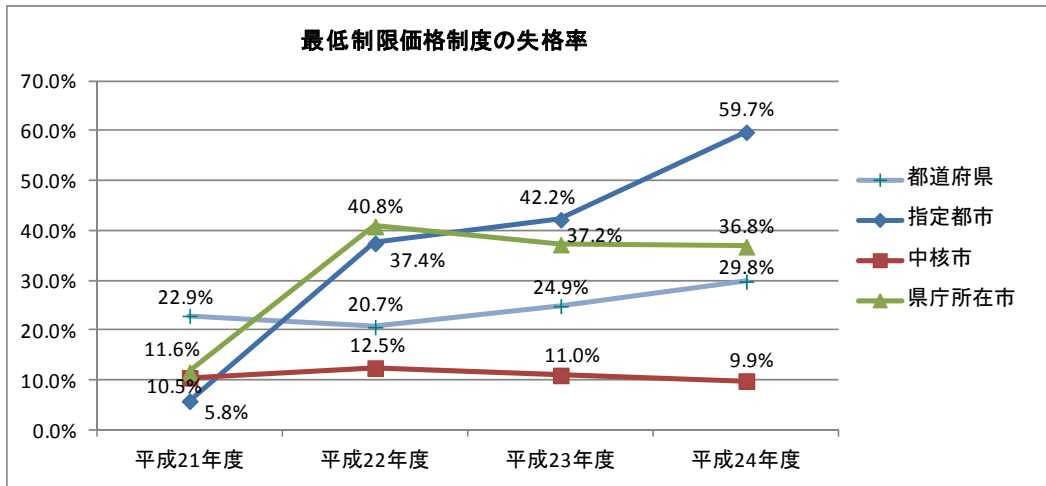
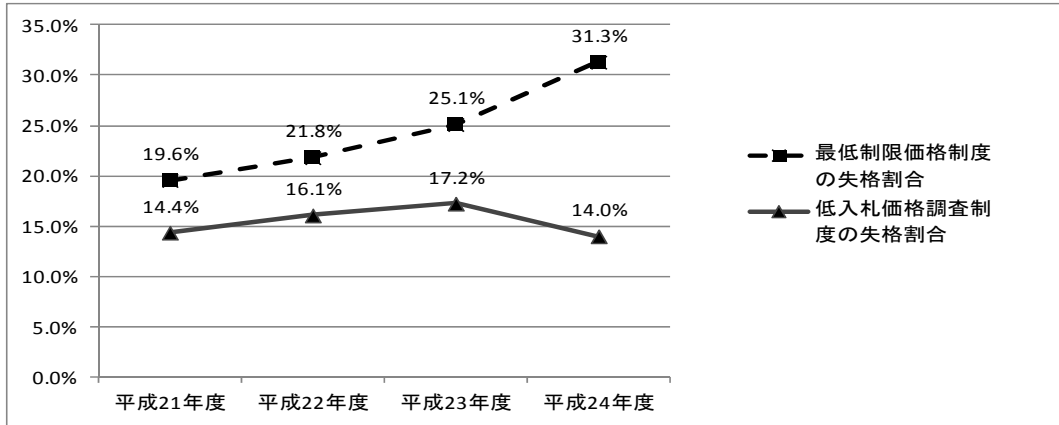
最低制限価格制度、低入札価格調査制度それぞれの適用工事について、失格の発生状況について調査したところ、失格の発生状況については必ずしも統計として残していないとする団体もあることから正確な状況の把握はできないが、最低制限価格制度での失格割合は 20% 台から 30% 台へと増加しており、公共団体の階層別では都道府県で 2 割強、指定都市と県庁所在市で 4 割前後、中核市で 1 割強の失格割合となっており、増加傾向にある。また低入札価格調査制度についてはサンプル数が少ないが、最低制限価格制度に比べ調査の上施工ができないとの判断をする必要があることから、全般的に失格割合は低くなっている。なお指定都市については両制度とも失格割合は大きく増加している。

図表 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の対象工事数及び失格件数 (合計)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
土木部所管の全工事入札件数	111,862	108,705	105,208	39,115
最低制限価格制度の対象工事件数	79,644	78,186	76,311	28,876
同制度による失格件数	15,577	17,056	19,161	9,040
失格割合	19.6%	21.8%	25.1%	31.3%
低入札価格調査制度の対象工事件数	13,907	13,687	11,986	4,958
同制度による失格件数	1,997	2,200	2,067	694
失格割合	14.4%	16.1%	17.2%	14.0%

※24 年度は 9 月末現在。以下同じ。

図表 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の失格率の推移



<全体>

	21年度	22年度	23年度	24年度
土木部所管の全工事入札件数	111,862	108,705	105,208	39,115
最低制限価格制度の対象工事件数	79,644	78,186	76,311	28,876
同制度による失格件数	15,577	17,056	19,161	9,040
失格割合	19.6%	21.8%	25.1%	31.3%
低入札価格調査制度の対象工事件数	13,907	13,687	11,986	4,958
同制度による失格件数	1,997	2,200	2,067	694
失格割合	14.4%	16.1%	17.2%	14.0%

<都道府県>

	21年度	22年度	23年度	24年度
土木部所管の全工事入札件数	85,299	82,420	80,102	28,014
最低制限価格制度の対象工事件数	60,515	58,495	56,989	19,955
同制度による失格件数	13,875	12,089	14,173	5,946
失格割合	22.9%	20.7%	24.9%	29.8%
低入札価格調査制度の対象工事件数	10,959	10,784	9,604	4,099
同制度による失格件数	1,723	1,856	1,665	456
失格割合	15.7%	17.2%	17.3%	11.1%

<指定都市>

	21年度	22年度	23年度	24年度
土木部所管の全工事入札件数	10,493	10,693	10,465	4,839
最低制限価格制度の対象工事件数	7,073	7,918	7,564	3,966
同制度による失格件数	413	2,965	3,190	2,368
失格割合	5.8%	37.4%	42.2%	59.7%
低入札価格調査制度の対象工事件数	1,936	1,987	1,694	559
同制度による失格件数	218	286	329	218
失格割合	11.3%	14.4%	19.4%	39.0%

<中核市>

	21年度	22年度	23年度	24年度
土木部所管の全工事入札件数	12,477	12,178	11,371	4,866
最低制限価格制度の対象工事件数	10,143	9,887	9,830	4,074
同制度による失格件数	1,067	1,232	1,081	402
失格割合	10.5%	12.5%	11.0%	9.9%
低入札価格調査制度の対象工事件数	603	573	438	218
同制度による失格件数	28	39	54	17
失格割合	4.6%	6.8%	12.3%	7.8%

<県庁所在市>

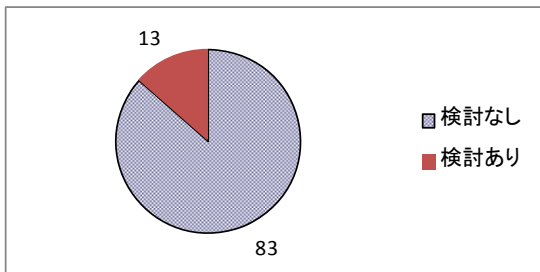
	21年度	22年度	23年度	24年度
土木部所管の全工事入札件数	3,593	3,414	3,270	1,396
最低制限価格制度の対象工事件数	1,913	1,886	1,928	881
同制度による失格件数	222	770	717	324
失格割合	11.6%	40.8%	37.2%	36.8%
うち金額の桁違い、記載ミスなど	0	0	0	0
低入札価格調査制度の対象工事件数	409	343	250	82
同制度による失格件数	28	19	19	3
失格割合	6.8%	5.5%	7.6%	3.7%

④失格基準の引上げ

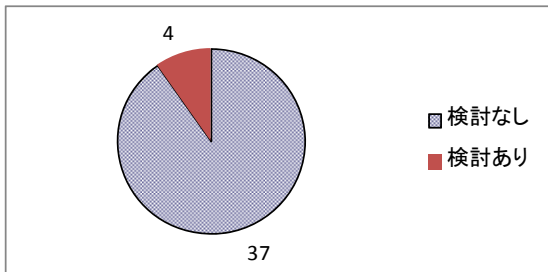
失格基準の引上げについての検討の有無について調査したところ、全体では検討の予定はないとするのが83団体(86.5%)あったが、県庁所在市についてはサンプル数が少ないが1/3の団体が検討の予定があると回答した。

図表 失格基準の引上げの検討状況

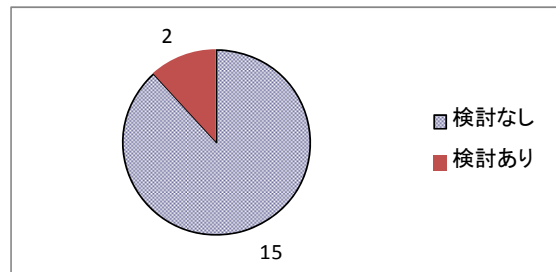
<全体>



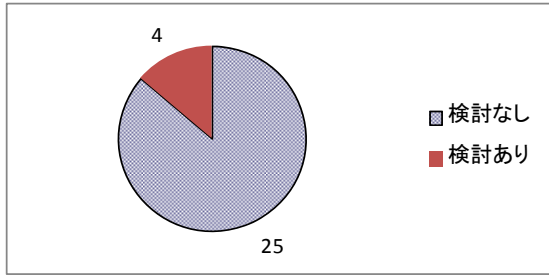
<都道府県>



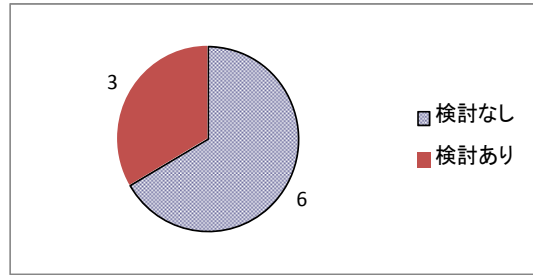
<指定都市>



<中核市>



<県庁所在市>

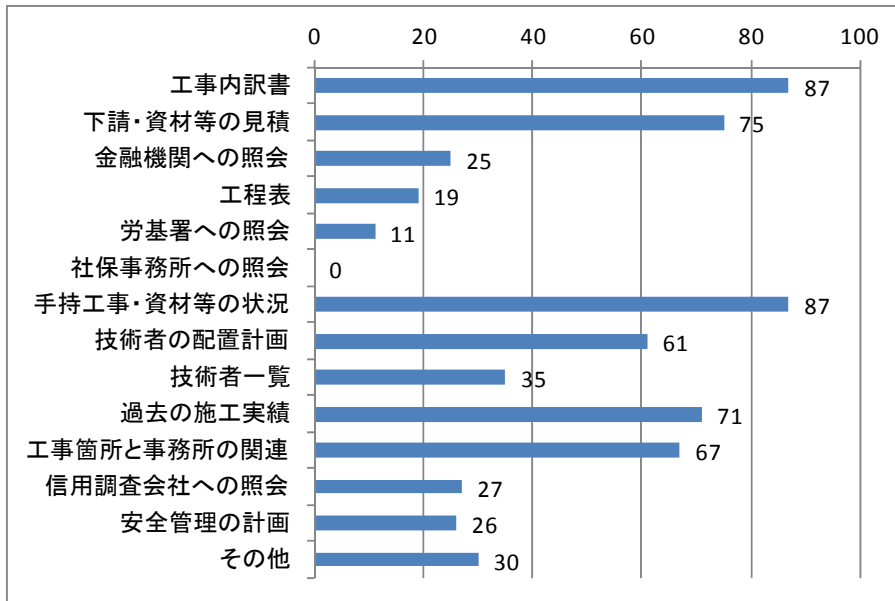


⑤低入札価格調査における調査内容

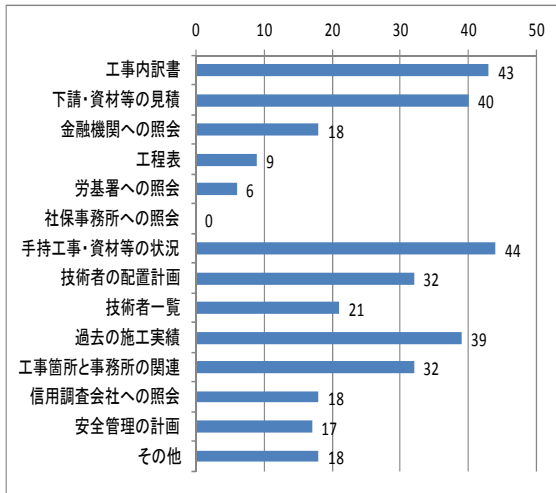
低入札価格調査制度において調査している項目について調査したところ、いずれの階層においても「工事費内訳書」、「手持ちの工事・資材・機械等の状況」が上位を占め、それに続いて「下請・資材購入等の見積書」、「過去の施工実績」、「工事箇所と事務所等の関連」をあげている。

図表 低入札価格調査における調査内容

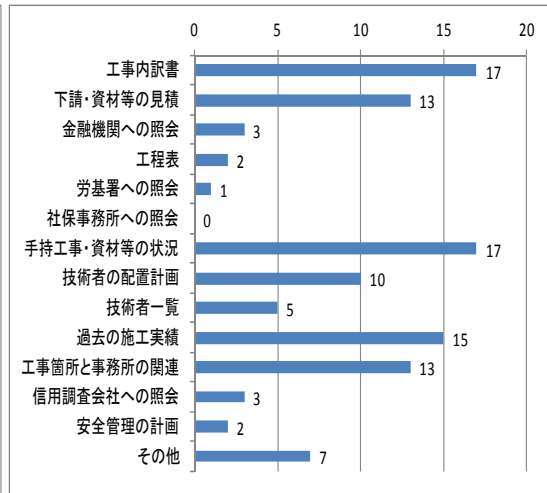
<全体>



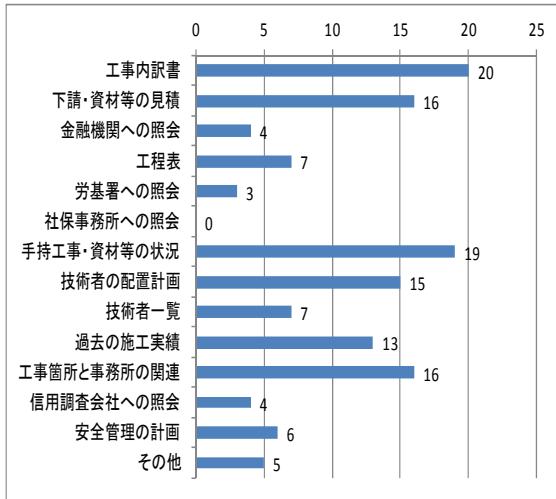
<都道府県>



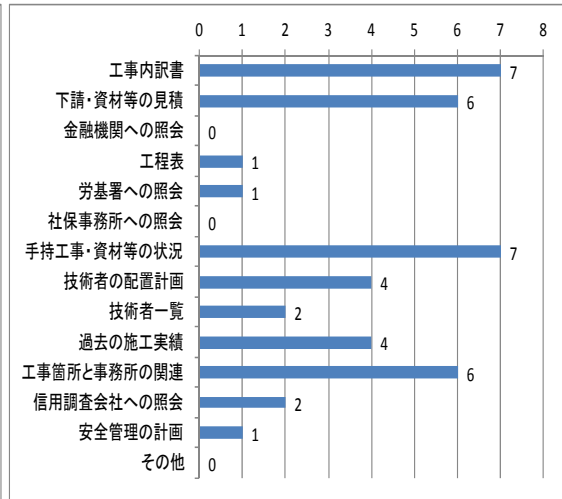
<指定都市>



<中核市>



<県庁所在市>

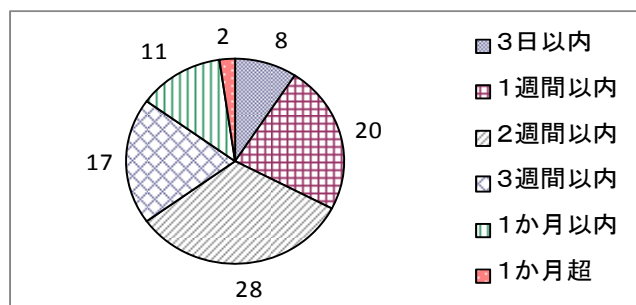


⑥調査に要する期間

低入札価格調査にはどの程度の調査期間が必要か標準的なケースを前提に調査した。

2週間以内とする団体が28(32.6%)と最も多く、これ以下の期間で調査を実施すると回答した団体を合計すると56団体となり、回答した団体に占める割合は65.1%となっている。

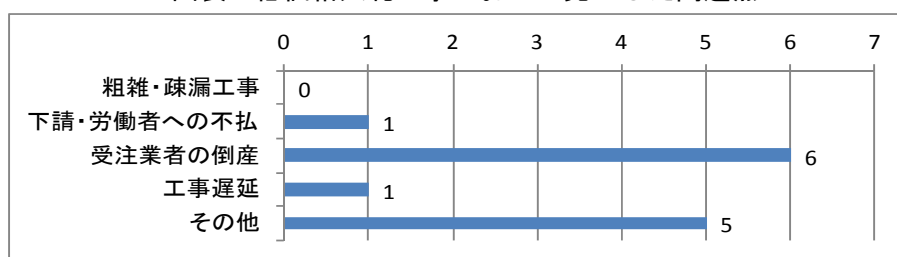
図表 調査に要する期間



⑦低価格入札工事において発生した問題点

低入札価格調査対象工事（契約したもの）で問題が生じた事例としてどのようなものがあるか調査したところ、問題が発生したと回答した団体がそもそまごく僅かであるが、その中では「受注業者の倒産」をあげる団体が 6 あった。低価格での落札工事については以下に示すような重点的な監督をはじめとする特別な対応がとられることが多いため、低価格落札工事であるからといって粗雑・疎漏工事が発生するような事態にはなっていないものと考えられる。

図表 低価格入札工事において発生した問題点

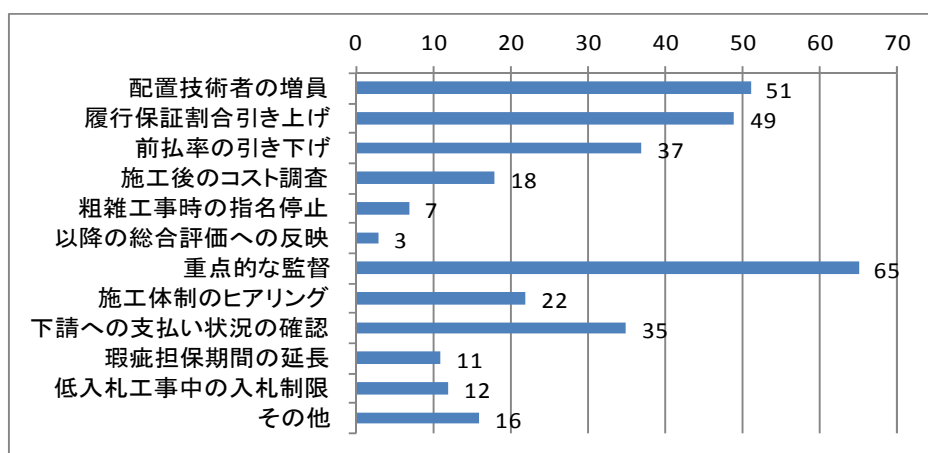


⑧低入札価格調査対象工事への対応

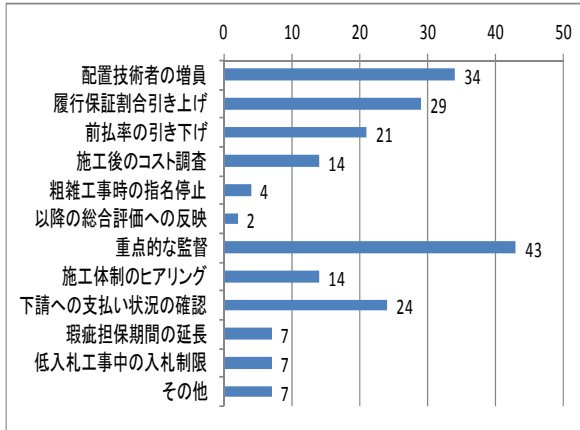
低入札価格調査対象工事（契約したもの）に対する特別な対応として、どのようなことを行っているかについて調査したところ、いずれの階層においても、「重点的な監督・検査」が多く、続いて「配置技術者の増員」、「履行保証割合の引き上げ」となっている。

図表 低入札価格調査対象工事への対応

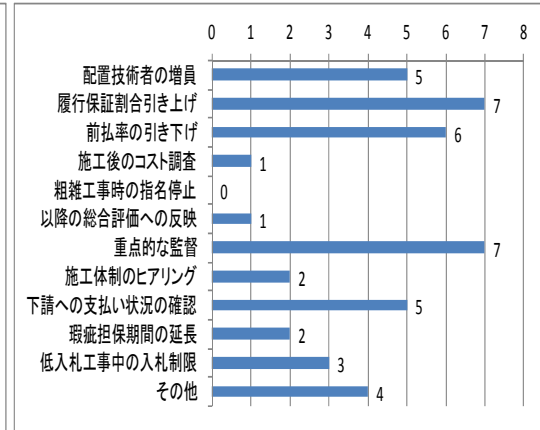
<全体>



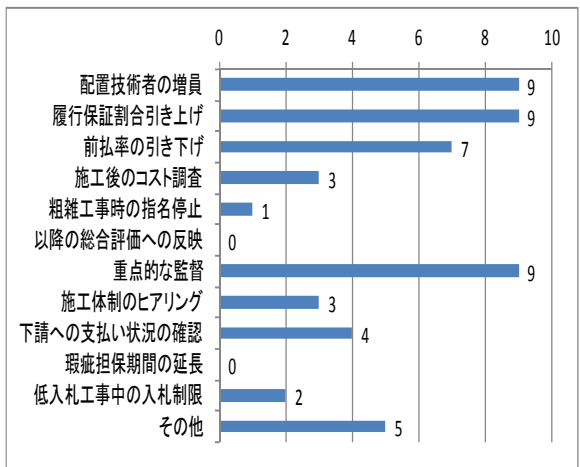
<都道府県>



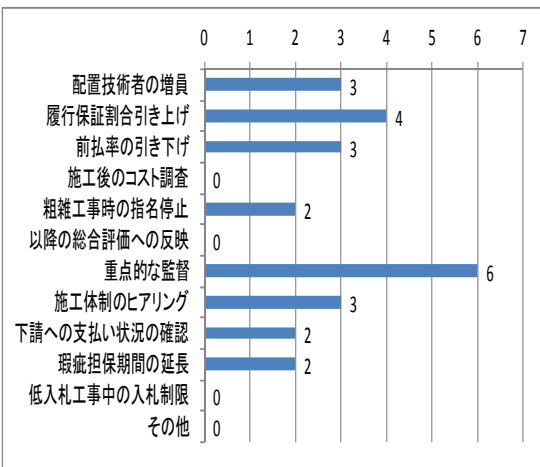
<指定都市>



<中核市>



<県庁所在市>



以上のほか、対応としては、

- ・ 施工計画書の内容のヒアリング
- ・ 現場代理人と主任（監理）技術者の兼務禁止
- ・ 契約解除時における違約金率の引き上げ
- ・ 2か月に1回の中間検査実施
- ・ 債権譲渡を認めない
- ・ 竣工時に工事費調査票の提出を求める
- ・ 瑕疵担保期間中の現地確認
- ・ 工事が竣工するまでの間に調査基準価格を下回る入札があった場合はその入札を無効とする
- ・ 低価格落札者（一定の工事成績未満の場合に限る）による一定期間中の再度の低入札による受注を制限

との回答があった。

⑨低入札価格調査制度を導入していない理由

低入札価格調査制度を導入していない理由を調査したところ、回答数が少ないが、「工事中が遅れる」という回答が、「施工可能か否かの判断が困難」、「事務手続が煩雑」、「調査体制の構築が困難」という回答を上回っている。

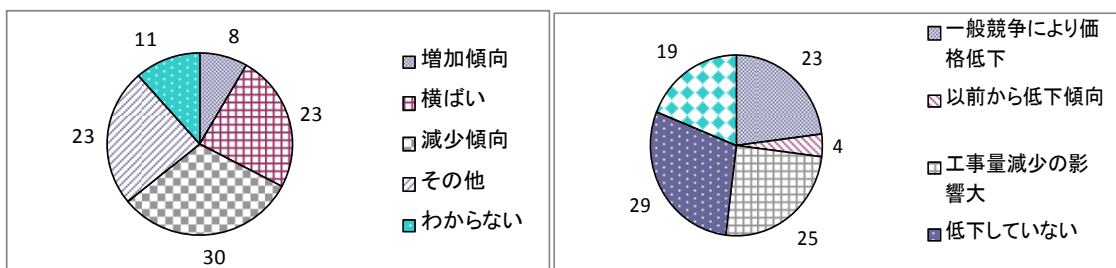
(4) 最近のダンピング傾向等

2008年度(平成20年度)以降のダンピング発生状況についてどのような傾向にあるか、また一般競争入札の導入・拡大と入札価格の低下との関連について、どのように考えているか調査した。

あくまで入札契約担当者の主観に基づく調査であるが、ダンピングの発生状況については「増加傾向にある」と回答した団体が8(8.4%)に対して、「横ばい」ないしは「減少傾向にある」と回答した団体が53(55.8%)であり、前記の落札率の推移のデータと合わせ勘案すると落札率の低下傾向は底を打ったとも考えられる。

入札価格低下と一般競争入札の導入・拡大との関連については「一般競争入札の導入・拡大により価格が低下した」と回答したのが23団体(23%)に対し、「工事量の減少の影響が大きい」とする団体がそれを若干上回る25団体(25%)となっている。

図表 最近のダンピング傾向等



(5) 独自のダンピング対策

地方公共団体独自のダンピング対策として実施していることについて調査したところ、施工体制確認型総合評価方式の実施、低価格入札を繰り返す企業へのペナルティ措置(入札排除など)、低価格入札工事施工中における新たな基準価格未満の入札の制限、最低制限価格を中央公契連モデルの水準以上に設定などの回答があった。

2. 公契約条例について

バブル崩壊後、特に一般競争入札や総合評価方式の導入・拡大などの入札契約制度改革の流れの中で、建設投資の減少、景気の低迷といった状況が加わり、ダンピング問題の発生や公共サービスの民間委託が進むことで労働者にしわ寄せがなされ、賃金の低下を招く事態となり「官製ワーキングプア」が生み出されているとの指摘がある。

こうした状況の中で各地方公共団体において、国際労働機関で採択されている「公契約における労働条項に関する条約」を参考として、公共工事や業務委託の契約などに労働者の賃金等の労働条件の最低基準を定める内容を盛り込むことによって、適正な労働条件を確保しようとする契約（以下、「公契約」という。）を締結するためのいわゆる公契約条例を制定する動きが出てきている。

建設経済レポート第58号でもご紹介したところであるが、賃金の下限を公契約等で定める公契約条例の初めての事例は2009年(平成21年)9月、千葉県野田市において賃金の下限額の基準を具体的に定めた公契約条例である。続いて2010年(平成22年)12月には川崎市が契約条例を大幅に改正し、全国で2番目指定都市としては初めて賃金の下限基準を条例に盛り込んだ。

その後2011年(平成23年)12月に多摩市、2012年(平成24年)4月に相模原市、12月に国分寺市、2013年(平成25年)1月に渋谷区と厚木市においても公契約条例が施行され、さらに川越市などでも制定が検討されているとの報道がある。

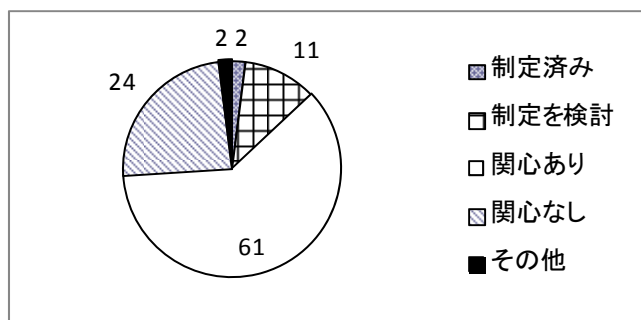
ダンピング対策としては、最低制限価格制度などにより発注者から請負金額の低下を防止するための対策についてこれまで見てきたが、下請業者における労務費の低減を防止し必要な経費は確保した上で請負金額を決定していくためには、公契約条例の制定も一つの道筋となるものと考えられる。そこで地方公共団体の検討状況等を調査した。

(1) 公契約条例の制定・検討状況

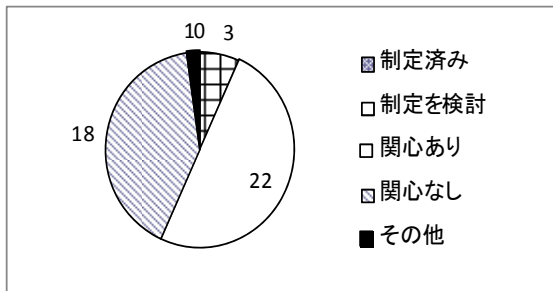
今回アンケート調査に回答のあった団体のうち、公契約条例を制定済みの団体は2団体のみであるが、制定を検討している団体は11団体(11%)あり、さらに関心を持っていると回答した団体は61団体(61%)にのぼっている。特に条例制定の主体となることが想定される市だけを取り出して見ると、制定を検討あるいは関心を持っているという団体は48市(84%)にのぼっている。

図表 公契約条例の制定・検討状況

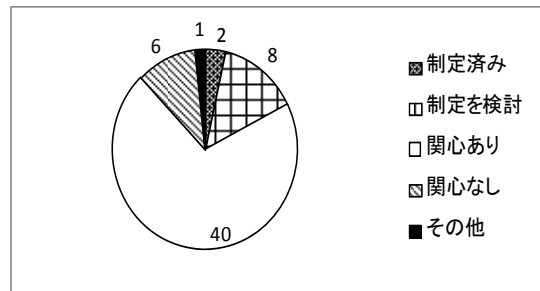
<全体>



<都道府県>



<市合計>



(2) 検討の背景

公契約条例の制定について検討している、ないしは関心を持っている背景としては以下のような回答があった。

<議会等の動向>

- ・議会において公契約条例の早期制定を求める請願が採択された、あるいは公契約条例に関する質問がなされたため
- ・議員や労働団体が公契約条例の制定を求めているため

<他の自治体の動向>

- ・近隣の自治体など他団体において公契約条例を制定又は今後制定する動きがあるため
- ・国において「公契約における労働条件の在り方について研究されている」と聞いているため
- ・先行自治体の運用状況から賃金に下限を設けたこと等に一定の評価があるため

<労賃の低下、適正な労働条件の確保>

- ・建築関係の組合から下請業者の労働者の賃金が低下傾向にあるとの指摘もあるため
- ・確実な事業の執行を推進する立場にあることから、市として労働者への賃金支払いが確実なものになるよう公的に支援することが求められるため
- ・長引く不況の影響や公共事業の減少を背景に低価格競争が激化しており、このことが企業の経営体力の低下や労働者の就労環境へ悪影響を与え、「公共工事設計労務単価」が下落を続けているほか、清掃などの業務委託では低賃金で働く労働者が多いという現状があり、公契約条例の施行により労働者の適正な労働環境を確保し、事業の質の向上や地元企業の健全な発展につなげるとともに、市の事業を通じて税の地域内循環を促し地域経済の活性化を図り、もって誰もが安心して働き暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため
- ・適正な労働条件の確保に向けて更なる取り組みが必要であると考えため
- ・入札制度の見直しや関係団体等の要望において労務賃金の改善を求める項目があるため
- ・低価格入札が多く見受けられる現状において工事等の受注者が労働者に対し適正な賃金を支払うことなどの労働環境の向上および事業の品質確保を図るため

- ・労働者の適正な賃金水準や労働条件を確保することにより労働環境の保護を図ることができるため
- ・公契約の適正な履行と執行を確保するため
- ・労働者の賃金の保護等は公的機関の重要な責務の一つであると考えため
- ・低価格入札への対応や、適正な労働条件の確保のために様々な対応をとってはいるが、工事の質の低下や労働者の賃金等へのしわ寄せの懸念がなおあることから、改善策の一つとして他都市で導入している公契約条例に注目している

<社会的価値の実現>

- ・市内中小企業の受注機会の拡大や適正な労働環境の確保に加え、「環境にやさしい都市づくり」や「真のワークライフバランス」など公契約を通じて多様な社会的価値の実現を目指すため

(3) 検討の状況

制定を検討しているという団体からは以下のような回答があった。

- ・市は公共事業や公共サービスを様々な契約により実施しているが、適正な契約の履行を通して市民の信頼を確保し、市民が安心して働き暮らすことができる地域社会の実現を図ることが必要とされていることから、市が行う契約の基本的なあり方を定めることにより、公正性、透明性及び競争性を高め、品質、価格及び適正な履行を確保するとともに、下請負者を含む業務に従事する者の適正な労働条件を確保し、社会的価値の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展を図ることにより、市民の福祉の増進に寄与することを目的としている
- ・本市が検討している条例は公契約条例で先行している野田市や川崎市のような最低賃金の底上げを主とした条例ではなく、「企業の社会的責任の向上を問う」いわゆる CSR 条項を盛り込んだ市独自の公契約条例の制定を考えている
- ・労働条件の維持向上を図るため本県が発注する工事等の契約のあり方の一つとして、関係部局で情報交換や研究を行っている
- ・県の入札に参加する企業の法令遵守と適正な労働条件の確保などを目的として検討している
- ・公契約条例の目的である労働者の賃金等の労働条件の確保は重要であると考えているので、労働条件の確保のための方策としてその効果や課題を把握したい
- ・議会での関心も高く民間の適正な労働条件の確保に関しては重要な事項であると認識していることから、公契約条例について研究している

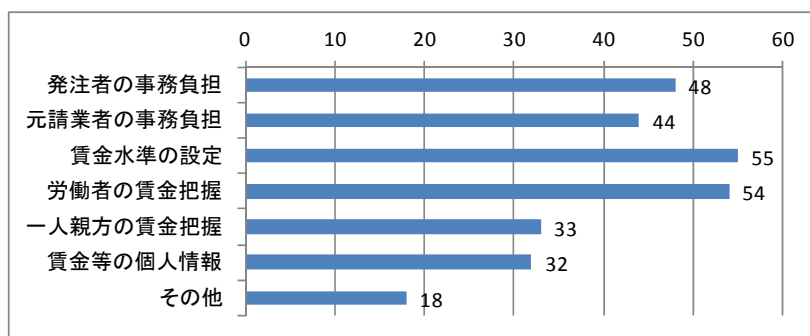
また制定の検討までは行っていないが、関心をもって情報収集等をしているという団体からは以下のような回答があった。

- ・現時点では最低賃金法等の上に県が公契約条例を制定して何らかの義務付けをするという事はなじまないという立場をとっているが、他の自治体の公契約条例関連の取り組みについては情報を収集している
- ・公契約条例の制定に限らず適正な公契約のあり方について検討をしている
- ・社会情勢や国等の動向を注視しつつ、現時点においては公契約条例の制定によらず業務を遂行する中で労働者の賃金や労働条件の確保に取り組んでいく
- ・ダンピング受注が建設労働者の賃金低下等を招き、ひいては地域の経済や雇用に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、これまでの入札制度改革において総合的なダンピング対策等に積極的に取り組んできたところであり、公契約条例の制定については様々な課題もあることから、他県の動向等を注視しながら今後調査・検討を行う
- ・公契約条例を制定するための検討ではないが、県における公契約条例を取り巻く課題（県のみで実施した場合の実効性、設定する賃金水準のあり方などの課題や体制などの実務的な課題など）について研究している
- ・市では公共調達に係る基本理念を定めた「公共調達基本条例」を既に施行し、それにあわせて本条例の制定趣旨に沿った実効性のある施策を具体的に検討しているところであるが、その過程で当市のような理念条例と公契約条例の比較がなされることがあり、そういう意味において関心を持っている

(4) 公契約条例の検討に当たっての課題

公契約条例の制定を検討するに当たってどのような事項が課題と考えられるかを以下の選択肢で調査したところ、「基準となる労働者の賃金水準の設定」や「末端の労働者までの賃金の把握」が課題と回答した団体が多かったが、発注者・元請業者の事務負担など他の課題も挙げており、以下に掲げた課題を複数回答した団体が多かった。

図表 公契約条例の検討に当たっての課題



また、公契約条例の制定を検討するに当たって課題と考えられることについては、以下のような回答があった。

<法制度との整合性>

- ・最低賃金制度をはじめとする現行の労働関係法制との整合性の問題
- ・労働者の賃金等の労働条件が確保されることは重要なことであるが、条例の効力が一つの自治体との当該契約に限定されるなどの課題があると考えていることから、基本的には国において法整備など必要な措置を講ずるべきものであると考えている
- ・公契約条例については労働基準法や最低賃金法、そのほかの関係法令の整備によることが望ましいと考えており、まずは他都市の運用状況、課題等を注視したい

<民間契約への関与>

- ・賃金等の労働条件は関係法令に反しない範囲において労使間で決定されているという全体的な枠組みがあることとの整合性
- ・民間同士の契約に元請の発注者がどこまで関与してもいいのか測りかねている
- ・条例制定の目的・趣旨は理解できるが受注者の経営判断によるべき一面もあると考えられる
- ・公契約条例の制定に当たっては労働条件等に関する法律の定めがあることや、民間企業等への影響など様々な課題がある
- ・受注者（民間）の体制を発注者（行政）が拘束することの適否

<公平性>

- ・民間発注を受注している業者との公平性
- ・都市間、業種間及び同一労働に従事している労働者間においても条例対象か否かで賃金格差が生じる
- ・対象案件と非対象案件の公平感

<条例の効果>

- ・一地域で実施することの条例の実効性の問題（国における法体系の整備が必要ではないか）
- ・公契約条例の実効性の有無、地域経済への対応として必要・有効性があるか課題がある
- ・限定的な範囲での制定の是非や効果の確認方法の検討
- ・条例の制定により行政目的が達成されるか
- ・地元中小企業の経営に及ぼす影響、制度導入による波及効果の検証

<その他>

- ・元請業者の労務費負担が増大し経営が悪化
- ・賃金増を誰が負担するか、経営に影響を与え雇用が守れなくなる
- ・条例に対する関係業界団体の理解
- ・設定賃金の妥当性
- ・条例制定の参考となる事例がない

(5) 今後の方向

以上見てきたように、公契約条例の制定については議会の請願や関係団体からの要望、地域経済の状況や労働環境などを踏まえて、各地方公共団体において公契約条例の必要性の認識や関心は高まりつつあると言える。

しかしながら最低賃金法をはじめとする国の労働法制との整合性の問題や条例の効果、さらには実際に条例を制定し適用するために必要な最低賃金の設定水準やその把握、そのための発注者・受注者双方の事務負担の増大などの課題を前に逡巡しているのが現状と考えられる。

克服すべき問題点については各地方公共団体共通の課題も多いと考えられることから、公契約条例を先行して制定、施行した団体から、制定に当たって検討した過程や施行に際して発生した問題点などについて積極的に情報提供するとともに、検討をしている各団体相互においても情報交換を密にして、前向きに検討を進めていくことが望まれる。

(担当：総括研究理事 森下憲樹 研究員：油谷晃広、高山盛光、水野裕也)

IV. 2013・2014年度の建設投資見通し

当研究所が四半期に一度公表している「建設経済モデルによる建設投資の見通し」の概要です。今回の見通しは2013年10月21日に発表したもので、業界紙等でも紹介されています。なお、2012年度の住宅着工戸数および民間非住宅建築着工床面積は、本発表後の2013年9月30日に国土交通省より公表された「建築着工統計調査報告（平成25年8月分）」に基づき、実績値に変更しています。

1. 建設投資全体の推移

2013年度の建設投資は、前年度比9.1%増の48兆9,800億円となる見通しである。

政府建設投資は、国の直轄・補助事業費（一般会計及び復興特会に係る政府建設投資）の伸び率を13.1%、地方単独事業費の伸び率を1.0%とし、前年度比11.5%の増加と予測する。なお、平成24年度補正予算に係る政府建設投資額5.4兆円程度（国土交通省試算）のほとんどは今年度中に出来高として実現すると考えている。また、2013年12月に策定される5兆円規模の新たな経済対策に係る政府建設投資額は、国費で2兆円（事業費で3兆円）程度と仮定し、そのほとんどは2014年度へ繰り越されると考えている。

民間住宅投資は、年度前半の消費増税前駆け込み需要と金利先高観を背景とした消費者心理の変化により緩やかな回復が継続することから、前年度比7.0%の増加と予測する。住宅着工戸数については、前年度比4.0%の増加と予測する。

民間非住宅建設投資は、高水準であった2012年度着工分の出来高実現および着工床面積の増加が見込まれることから民間非住宅建築投資が前年度比8.6%増となり、土木インフラ系企業の設備投資も高水準で推移するとみられることから、全体では前年度比7.7%の増加と予測する。

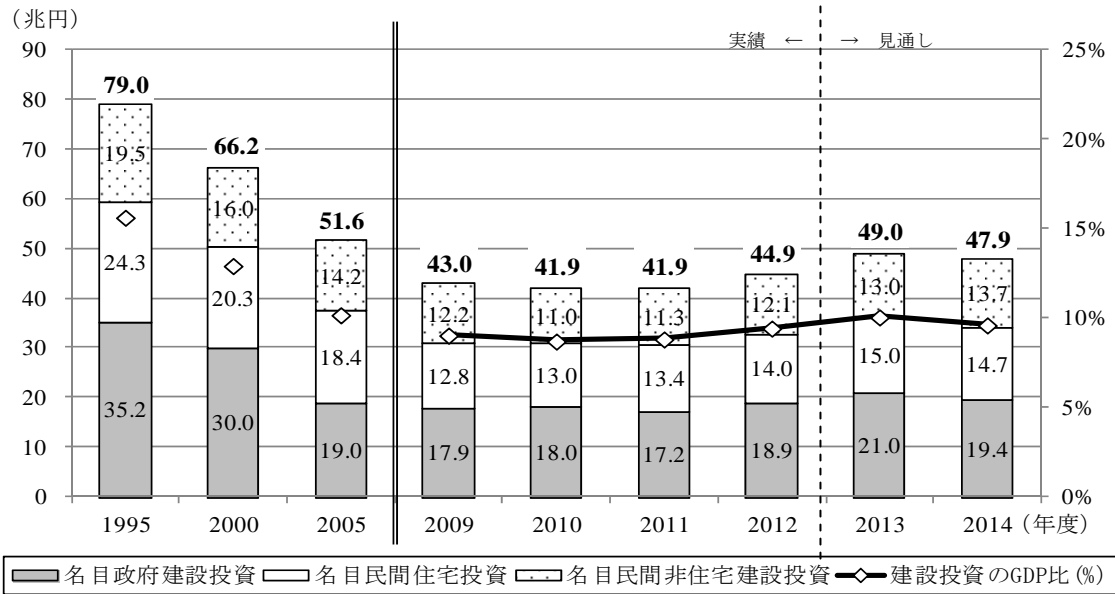
2014年度の建設投資は、前年度比△2.3%の47兆8,500億円となる見通しである。

政府建設投資は、平成24年度補正予算の反動により前年度比△7.8%となるものの、当初予算に2013年度末の経済対策が上積みされ「15ヶ月予算」となると考え、2012年度を超える投資額となる見通しである。引き続き、復興加速、防災・減災、老朽化対策等への適切な予算配分が望まれる。

民間住宅投資は、駆け込み需要の反動減が政府による平準化措置である程度抑制はされるものの着工戸数の減少は避けられないと見込まれ、前年度比△1.5%と予測する。住宅着工戸数については、前年度比△3.4%と予測する。

民間非住宅建設投資は、前年度と同様の傾向が見込まれ、民間非住宅建築投資が前年度比7.1%増となり、民間土木投資も前年度と同水準で推移すると考えられることから、全体では前年度比5.6%の増加と予測する。今後、新たな設備投資減税の効果により企業の設備投資マインドが上がれば、非住宅建設投資が更に上振れする可能性もある。

図表 1 建設投資額の推移（年度）



（単位：億円、実質値は2005年度価格）

年度	1995	2000	2005	2009	2010	2011 (見込み)	2012 (見込み)	2013 (見通し)	2014 (見通し)
名目建設投資	790,169	661,948	515,676	429,649	419,282	418,900	449,000	489,800	478,500
(対前年度伸び率)	0.3%	-3.4%	-2.4%	-10.8%	-2.4%	-0.1%	7.2%	9.1%	-2.3%
名目政府建設投資	351,986	299,601	189,738	179,348	179,820	172,100	188,600	210,300	194,000
(対前年度伸び率)	5.8%	-6.2%	-8.9%	7.3%	0.3%	-4.3%	9.6%	11.5%	-7.8%
(寄与度)	2.5	-2.9	-3.5	2.5	0.1	-1.8	3.9	4.8	-3.3
名目民間住宅投資	243,129	202,756	184,258	128,404	129,779	133,800	139,800	149,600	147,300
(対前年度伸び率)	-5.2%	-2.2%	0.3%	-21.6%	1.1%	3.1%	4.5%	7.0%	-1.5%
(寄与度)	-1.7	-0.7	0.1	-7.4	0.3	1.0	1.4	2.2	-0.5
名目民間非住宅建設投資	195,053	159,591	141,680	121,897	109,683	113,000	120,600	129,900	137,200
(対前年度伸び率)	-1.8%	0.7%	4.0%	-19.0%	-10.0%	3.0%	6.7%	7.7%	5.6%
(寄与度)	-0.4	0.2	1.0	-5.9	-2.8	0.8	1.8	2.1	1.5
実質建設投資	779,352	663,673	515,676	411,805	400,503	394,444	428,696	462,300	439,600
(対前年度伸び率)	0.2%	-3.6%	-3.5%	-7.7%	-2.7%	-1.5%	8.7%	7.8%	-4.9%

注)2012年度までの建設投資は国土交通省「平成25年度 建設投資見通し」より。

2. 政府建設投資の推移

2013年度の政府建設投資は、前年度比で名目11.5%増（実質10.3%増）の21兆300億円と予測する。

国の直轄・補助事業費（当初予算ベース）は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係る政府建設投資（公共+非公共、以下同じ）を基に、前年度比13.1%増（復興特会を除くと前年度比0.3%増）とした。

なお、平成24年度補正予算に係る政府建設投資額は、国土交通省の「平成25年度 建設投資見通し」で試算された5.4兆円程度を採用し、今年度中に出来高として実現すると考えている。

また、消費増税による景気の下振れリスクに対応するとともに、持続的な経済成長につなげるため、5兆円規模の新たな経済対策を12月上旬に策定することが閣議決定されている。その経済対策に係る政府建設投資額は、国費で2兆円（事業費で3兆円）程度と仮定した上で、そのほとんどは2014年度へ繰り越されると考えている。

地方単独事業費は、都道府県等の補正予算の現時点における動向等を踏まえ、前年度比1.0%増とした。

設計労務単価の引き上げ等の施策により、発注は円滑化されているものの、技術者・技能労働者の不足が顕在化しており、工事進捗が遅れるおそれも大きく、動向を注視する必要がある。

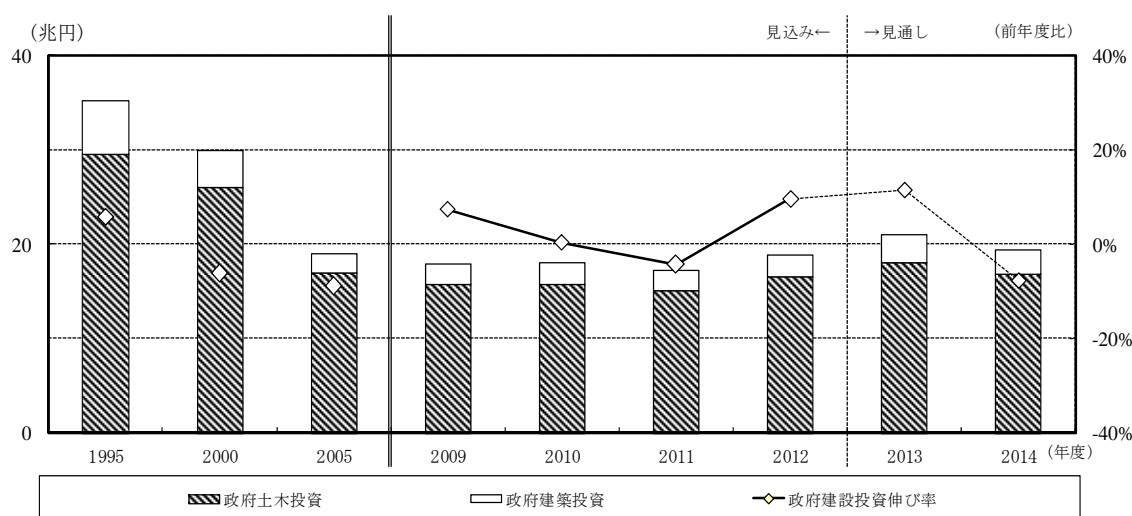
2014年度の政府建設投資は、前年度比で名目△7.8%（実質△10.3%）の19兆4,000億円と予測する。

国の直轄・補助事業費は、当初予算の一般会計及び復興特会に係る政府建設投資に加え、「15ヶ月予算」として2013年度末の経済対策が上積みされると予測している。

地方単独事業費は、平成24年度補正予算の反動減を考慮し、前年度比△3.0%とした。

2013年度末の経済対策の効果が発現することにより、2014年度は2012年度の18兆8,600億円を超える投資額となる見通しである。引き続き重点項目である東日本大震災からの復興加速、防災・減災、老朽化対策等への適切な予算配分が望まれる。

図表2 政府建設投資額の推移（年度）



(単位：億円、実質値は2005年度価格)

年度	1995	2000	2005	2009	2010	2011 (見込み)	2012 (見込み)	2013 (見通し)	2014 (見通し)
名目政府建設投資 (対前年度伸び率)	351,986 5.8%	299,601 -6.2%	189,738 -8.9%	179,348 7.3%	179,820 0.3%	172,100 -4.3%	188,600 9.6%	210,300 11.5%	194,000 -7.8%
名目政府建築投資 (対前年度伸び率)	56,672 -12.5%	40,004 -12.0%	20,527 -13.9%	22,116 7.0%	22,096 -0.1%	21,400 -3.1%	23,300 8.9%	29,900 28.3%	25,800 -13.7%
名目政府土木投資 (対前年度伸び率)	295,314 10.3%	259,597 -5.2%	169,211 -8.3%	157,232 7.3%	157,724 0.3%	150,700 -4.5%	165,300 9.7%	180,400 9.1%	168,200 -6.8%
実質政府建設投資 (対前年度伸び率)	347,856 5.5%	300,719 -6.5%	189,738 -10.2%	171,161 10.9%	170,702 -0.3%	160,864 -5.8%	178,449 10.9%	196,900 10.3%	176,700 -10.3%

注) 2012年度までの政府建設投資は国土交通省「平成25年度建設投資見通し」より。

3. 住宅着工戸数の推移

2009年夏以降回復傾向が続いていた住宅着工戸数は、2011年3月の東日本大震災を機に一旦落ち込んだものの、その後は復興需要等により緩やかな回復基調を継続している。

2013年4-8月(5ヶ月間)の着工戸数は前年同期比11.3%増の41.0万戸となった。

2013年度は足元で持家、貸家を中心として消費増税前駆け込み需要が顕在化しており、復興需要による下支えもあることから、引き続き緩やかな回復基調が続くと見込まれる。

2014年度は政府による住宅ローン減税等の平準化措置により駆け込み需要の反動減はある程度抑制されるものの、着工戸数の減少は避けられないと見込む。

2013年度の着工戸数は前年度比4.0%増の92.9万戸、2014年度は前年度比△3.4%の89.7万戸と予測する。

持家は、年度前半の消費増税前駆け込み需要に加え、金利や住宅価格の先高観が消費者心理を後押しし、2013年4-8月の着工戸数は前年同期比13.3%増となった。前回増税時、1996年4-8月の着工戸数は前年同期比25.9%増と大きく駆け込んだ事と比較すると、今回は政府による住宅ローン減税の拡充、すまい給付金等の平準化措置が奏功し、駆け込みはある程度抑制されていると考えられる。そのため、増税による反動減も小規模なものとなる見込みである。2013年度は前年度比5.8%増の33.5万戸、2014年度は同△3.7%の32.3万戸と予測する。

貸家は、2012年1月以降持ち直し傾向が続いており、2013年4-8月の着工戸数は前年同期比11.7%増となった。持家に比べ平準化措置のない貸家は足元で前回と同レベルの駆け込み需要が顕在化しており、また、住宅再建の進展に伴い被災3県の着工戸数の増加が顕著である。2013年度は駆け込み需要が着工戸数を押し上げるものの、下半期から反動減が予想され、前年度比0.5%増の32.2万戸、2014年度は同△4.9%の30.7万戸と予測する。

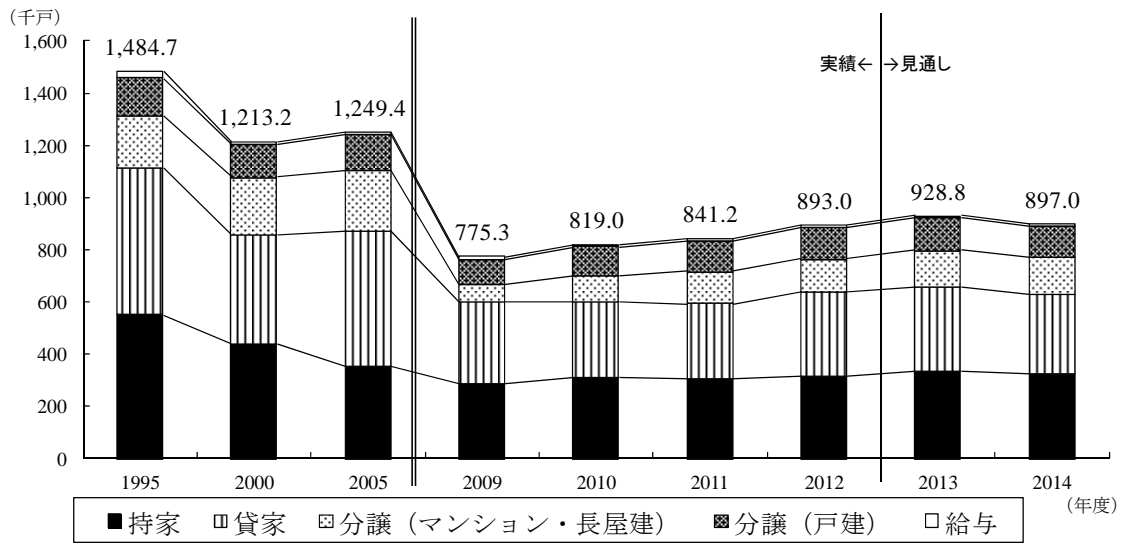
分譲は、2013年4-8月の分譲全体の着工戸数は前年同期比9.8%増となった。戸建はミニ開発物件の好調等に下支えされ、12ヶ月連続で前年同月比プラスであり、マンションは月毎にぶれはあるものの2013年5月以降、在庫率(※)が4ヶ月連続40%台で推移しており、引き続き好調である。2013年度は分譲全体では前年度比6.5%増の26.6万戸と予測する。2014年度も供給サイドの資金調達環境が良好であることから底堅く推移する見通しであるが、伸びは鈍化するため同△1.5%の26.2万戸と予測する。

※「在庫率=当月残戸数÷(当月供給戸数+前月残戸数)」

首都圏・近畿圏合計の在庫率を使用

(株)不動産経済研究所「首都圏マンション市場動向」、「近畿圏マンション市場動向」を基に当研究所で算出

図表3 住宅着工戸数の推移（年度）



(戸数単位：千戸、投資額単位：億円)

年度	1995	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013 (見通し)	2014 (見通し)
全体	1,484.7	1,213.2	1,249.4	775.3	819.0	841.2	893.0	928.8	897.0
(対前年度伸び率)	-4.9%	-1.1%	4.7%	-25.4%	5.6%	2.7%	6.2%	4.0%	-3.4%
持家	550.5	437.8	352.6	287.0	308.5	304.8	316.5	335.0	322.5
(対前年度伸び率)	-4.9%	-8.0%	-4.0%	-7.6%	7.5%	-1.2%	3.8%	5.8%	-3.7%
貸家	563.7	418.2	518.0	311.5	291.8	289.8	320.9	322.4	306.6
(対前年度伸び率)	9.3%	-1.8%	10.8%	-30.0%	-6.3%	-0.7%	10.7%	0.5%	-4.9%
分譲	344.7	346.3	370.3	163.6	212.1	239.1	249.7	265.9	261.9
(対前年度伸び率)	-8.7%	11.0%	6.1%	-40.0%	29.6%	12.7%	4.4%	6.5%	-1.5%
マンション・長屋建	198.4	220.6	232.5	68.3	98.7	121.1	125.1	139.4	141.7
(対前年度伸び率)	-12.5%	13.4%	10.9%	-58.9%	44.5%	22.8%	3.3%	11.4%	1.6%
戸建	146.3	125.7	137.8	95.3	113.4	118.0	124.5	126.4	120.2
(対前年度伸び率)	-3.0%	6.9%	-1.2%	-10.6%	19.0%	4.0%	5.6%	1.5%	-4.9%
名目民間住宅投資	243,129	202,756	184,258	128,404	129,779	133,800	139,800	149,600	147,300
(対前年度伸び率)	-5.2%	-2.2%	0.3%	-21.6%	1.1%	3.1%	4.5%	7.0%	-1.5%

注1) 着工戸数は2012年度まで実績、2013・14年度は見通し。

注2) 名目民間住宅投資は2010年度まで実績、2011・12年度は見込み、2013・14年度は見通し。

注3) 給与住宅は利用関係別に表示していないが、全体の着工戸数に含まれる。

4. 民間非住宅建設投資の推移

2013年4-6月期の実質民間企業設備（内閣府「国民経済計算」）は、前年同期比△3.0%となったものの、円安による輸出増により、製造業の生産・企業の収益とも高まることが予想され、2013年度の実質民間企業設備は前年度比2.0%増、2014年度は前年度比3.3%増と予測する。このうち約2割を占める民間非住宅建設投資は、下記の通り堅調に推移するものと予測する。

2013年度の民間非住宅建設投資は、前年度比7.7%増の12兆9,900億円となる見通しである。2012年度後半に着工が高水準であった事務所および店舗に係る工事出来高が今年度

中に実現してくることに加え、2013年度の着工床面積は前年度比で、事務所は9.2%増、店舗は16.1%増、工場は7.9%増、倉庫は5.4%増と大きく伸びると見込まれ、民間非住宅建築投資は前年度比8.6%増と予測する。民間土木投資については、鉄道・通信など土木インフラ系企業の設備投資が高水準で推移するとみられる。

2014年度の民間非住宅建設投資は、前年度比5.6%増の13兆7,200億円となる見通しである。民間非住宅建築投資は、前年度比7.1%増と予測する。民間土木投資については、前年度と同水準で推移していくことが見込まれる。

店舗については、2013年4 - 8月期の着工床面積の状況は好調で、昨年度も後半に伸びていく傾向がみられたため、引き続き順調に増加するものと予測する。大店立地法上の届出状況からみると、主に北海道・東北・四国地域での伸びが大きく、ショッピングモール、ドラッグストア、家具、電機関連の寄与度が大きい。

工場については、リーマンショックの影響による下落が特に大きかったが、着工床面積が3年連続で2桁増と回復基調にあった。昨年度の着工床面積の大きさが上位であった関東・東海地域での着工は依然として好調に推移しているものの、2013年4 - 8月期における全体着工床面積の動きは昨年同期比でみると若干弱まってきている。

なお、現在議論が進められている新たな設備投資減税の効果により、真に企業の設備投資マインドが上があれば、民間非住宅建設投資がさらに上ぶれする可能性もある。

図表4 民間非住宅建設投資の推移（年度）

（単位：億円、実質値は2005年度価格）

年度	1995	2000	2005	2009	2010	2011 (見込み)	2012 (見込み)	2013 (見通し)	2014 (見通し)
名目民間非住宅建設投資	195,053	159,591	141,680	121,897	109,683	113,000	120,600	129,900	137,200
(対前年度伸び率)	-1.8%	0.7%	4.0%	-19.0%	-10.0%	3.0%	6.7%	7.7%	5.6%
名目民間非住宅建築投資	110,095	93,429	92,357	76,382	69,116	69,600	71,100	77,200	82,700
(対前年度伸び率)	-6.8%	-0.5%	3.4%	-23.5%	-9.5%	0.7%	2.2%	8.6%	7.1%
名目民間土木投資	84,958	66,162	49,323	45,515	40,567	43,400	49,500	52,700	54,500
(対前年度伸び率)	5.6%	2.5%	5.3%	-10.0%	-10.9%	7.0%	14.1%	6.5%	3.4%
実質民間企業設備	603,261	649,864	705,989	625,161	647,905	674,462	665,176	678,639	701,177
(対前年度伸び率)	3.1%	4.8%	4.4%	-12.0%	3.6%	4.1%	-1.4%	2.0%	3.3%

注1) 2012年度までの名目民間非住宅建設投資は国土交通省「平成25年度建設投資見通し」より。

注2) 2012年度までの実質民間企業設備は内閣府「国民経済計算」より。

図表 5 民間非住宅建築着工床面積の推移（年度）

（単位：千㎡）

年度	1995	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013 (見通し)	2014 (見通し)
事務所着工床面積 (対前年度伸び率)	9,474 -0.6%	7,280 -4.2%	6,893 -4.4%	6,366 -17.2%	4,658 -26.8%	5,039 8.2%	5,315 5.5%	5,804 9.2%	5,963 2.7%
店舗着工床面積 (対前年度伸び率)	11,955 13.8%	11,862 -17.9%	12,466 9.7%	5,504 -33.3%	5,727 4.1%	5,173 -9.7%	7,403 43.1%	8,598 16.1%	8,660 0.7%
工場着工床面積 (対前年度伸び率)	13,798 4.6%	13,714 37.6%	14,135 6.8%	5,446 -56.7%	6,405 17.6%	7,168 11.9%	8,203 14.4%	8,850 7.9%	9,280 4.9%
倉庫着工床面積 (対前年度伸び率)	9,994 -1.6%	7,484 11.2%	8,991 16.3%	3,990 -47.2%	4,234 6.1%	5,361 26.6%	6,248 16.6%	6,584 5.4%	7,018 6.6%
非住宅着工床面積計 (対前年度伸び率)	68,458 5.3%	59,250 2.0%	65,495 3.8%	34,859 -34.8%	37,403 7.3%	40,502 8.3%	44,559 10.0%	48,352 8.5%	51,238 6.0%

注) 非住宅着工床面積計から事務所、店舗、工場、倉庫を控除した残余は、学校、病院、その他に該当する。

5. マクロ経済

2013年度は、年度末にかけての消費増税前の駆け込み需要の後押しなどにより個人消費や住宅投資が増加するほか、堅調な企業業績を背景として設備投資も着実に回復する見通し。さらに、公共投資は前年度補正予算の執行本格化等により引き続き増加が見込まれるほか、外需についても足元の動きは鈍いものの、年度後半からは回復する見通しである。

2014年度は民間設備投資と外需の回復を予想しているが、消費増税前の駆け込み需要の反動で個人消費がマイナスに転じることや、2013年度末の経済対策を含めても公共投資の減少が見込まれることから、景気回復の足取りが弱まらないよう、民間投資をさらに促進する施策の確実な実行が期待される。

中国をはじめとする海外経済の回復の遅れ、円相場の上昇、欧州債務問題の深刻化が下振れリスク要因として挙げられる。

2013年度の実質経済成長率は、**前年度比 2.7%**と予測する。公的固定資本形成は前年度比 5.9%の増加（GDP 寄与度 0.3%ポイント）と予測する。民間企業設備は 2.0%の増加（同 0.3%ポイント）、民間住宅は 6.2%の増加（同 0.2%ポイント）と予測する。

2014年度の実質経済成長率は、**前年度比 0.6%**と予測する。公的固定資本形成は前年度比 10.3%の減少（GDP 寄与度△0.5%ポイント）を予測する。民間企業設備は 3.3%の増加（同 0.4%ポイント）、民間住宅は 4.9%の減少（同△0.1%ポイント）と予測する。

図表6 マクロ経済の推移（年度）

（単位：億円、実質値は2005暦年連鎖価格表示）

年 度	1995	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013 (見通し)	2014 (見通し)
実質GDP (対前年度伸び率)	4,590,576 2.7%	4,767,233 2.0%	5,071,580 1.9%	4,954,917 -2.0%	5,123,095 3.4%	5,136,890 0.3%	5,196,731 1.2%	5,339,166 2.7%	5,371,065 0.6%
実質民間最終消費支出 (対前年度伸び率) (蓄与度)	2,658,908 2.3% 1.3	2,750,555 0.3% 0.2	2,925,785 1.9% 1.1	2,950,267 1.2% 0.7	3,000,513 1.7% 1.0	3,047,295 1.6% 0.9	3,096,890 1.6% 1.0	3,168,193 2.3% 1.4	3,148,825 -0.6% -0.4
実質政府最終消費支出 (対前年度伸び率) (蓄与度)	736,169 4.3% 0.6	839,598 4.8% 0.8	923,628 0.4% 0.1	959,514 2.7% 0.5	979,014 2.0% 0.4	992,878 1.4% 0.3	1,013,385 2.1% 0.4	1,038,240 2.5% 0.5	1,040,306 0.2% 0.0
実質民間住宅 (対前年度伸び率) (蓄与度)	236,088 -5.7% -0.3	200,798 -0.1% 0.0	183,450 -0.7% 0.0	122,676 -21.0% -0.7	125,341 2.2% 0.1	129,991 3.7% 0.1	136,833 5.3% 0.2	145,303 6.2% 0.2	138,162 -4.9% -0.1
実質民間企業設備 (対前年度伸び率) (蓄与度)	603,261 3.1% 0.5	649,864 4.8% 0.7	705,989 4.4% 0.6	625,161 -12.0% -1.7	647,905 3.6% 0.5	674,462 4.1% 0.5	665,176 -1.4% -0.2	678,639 2.0% 0.3	701,177 3.3% 0.4
実質公的固定資本形成 (対前年度伸び率) (蓄与度)	417,039 6.7% 0.6	350,705 -6.1% -0.5	241,128 -6.7% -0.3	221,244 11.5% 0.5	207,160 -6.4% -0.3	202,610 -2.2% -0.1	232,907 15.0% 0.7	246,697 5.9% 0.3	221,234 -10.3% -0.5
実質在庫品増加 (対前年度伸び率) (蓄与度)	12,911 -241.5% 0.6	3,408 -110.2% 0.8	8,072 -46.3% -0.1	-50,700 -374.4% -1.5	-4,802 -90.5% 1.0	-26,088 443.3% -0.5	-30,035 15.1% -0.1	-36,007 19.9% -0.1	-33,635 -6.6% 0.0
実質財貨サービスの純輸出 (対前年度伸び率) (蓄与度)	-45,087 596.5% -0.6	-20,874 102.6% 0.0	83,487 56.0% 0.6	117,188 -4.4% 0.2	168,436 43.7% 0.8	119,577 -29.0% -1.0	82,677 -30.9% -0.8	98,653 19.3% 0.3	155,548 57.7% 1.1
名目GDP (対前年度伸び率)	5,045,943 1.8%	5,108,347 0.8%	5,053,494 0.5%	4,739,339 -3.2%	4,800,021 1.3%	4,732,761 -1.4%	4,746,045 0.3%	4,857,731 2.4%	4,965,324 2.2%

注) 2011年度までは内閣府「国民経済計算」より。

(担当：研究員 加藤 祥彦、高山 盛光、海老澤 剛、水野 裕也、浦辺 隆弘)

V. 建設関連産業の動向 — 鋼構造物工事業（鉄骨工事業） —

今月の建設関連産業の動向は、鋼構造物工事業（鉄骨工事業）についてレポートします。

1. 鋼構造物工事業（鉄骨工事業）の概要

天空に向かい紡ぎ上げられた 634mの白い鉄骨の偉容は、オープンから 1 年半たった今もなおその圧倒的な存在感を示し続けている。東京スカイツリーは東京のスカイラインを決定づけるものとなり、観光のキラーコンテンツとして定着した感がある。また、その効果は視覚的な印象以上に、経済的に大きな効果を上げている。今回は、その東京スカイツリーに代表される鋼構造物工事業の現状について報告する。

建設業許可 28 業種の一つである鋼構造物工事業の建設工事は、「形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事」¹とされており、具体的な工事の例示としては、「鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事」²とされている。また、鋼構造物工事業は総合的な施工技術を要する業種と位置づけられ 28 業種の中でも指定建設業³とされており、特定建設業許可⁴を取得する場合、技術力と財産的基礎について高い内容が求められるとともに、営業所ごとに配置する専任技術者および工事現場ごとに配置する監理技術者は、一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士、一級建築士、技術士試験建設（鋼構造およびコンクリート）総合技術監理の何れかが必要になる。

一方、総務省統計局の日本標準産業分類⁵では、鋼構造物工事業という区分は存在せず、鉄骨工事業がそれに該当し、これは建設業の中分類である職別工事業（設備工事業を除く）の小分類の鉄骨・鉄筋工事業に位置づけられ、その中で「主として現場で構造用鋼材の組立、びょう接、溶接工事を行う事業所をいう。」とされている。したがって、本稿において鋼構造物工事業の区分のない統計については、鉄骨工事業の区分を見ていくこととする。

また、鋼構造物工事業で許可を受けている建設業者は、橋梁工事等を中心に土木分野を施工する場合には元請になることもあり、ビルなどの鉄骨工事を中心に建築分野を施工する場合は、ビル建設等の一工種でしかないと、下請になることがほとんどであり、建設業者の事業形態により施工する立場は様々であると思われる。

¹ 「建設業法第 2 条第 1 項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」(昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号、最終改正 昭和 60 年 10 月 14 日 建設省告示第 1368 号)

² 「建設業許可事務ガイドラインについて」(平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて、最終改正 平成 24 年 5 月 1 日国土建第 60 号)

³ 指定建設業は 28 業種中 7 業種あり、鋼構造物工事業の他に土木工事業、建築工事業、管工事業、舗装工事業、電気工事業、造園工事業が指定されている。

⁴ 建設業許可には特定建設業許可と一般建設業許可の 2 種類がある。特定建設業許可とは、発注者から直接請け負った建設工事一件につき、その下請負代金の合計額（消費税及び地方消費税の額を含む）が、3,000 万円（建築一式工事では 4,500 万円）以上となる下請契約を締結する場合に必要な許可である。

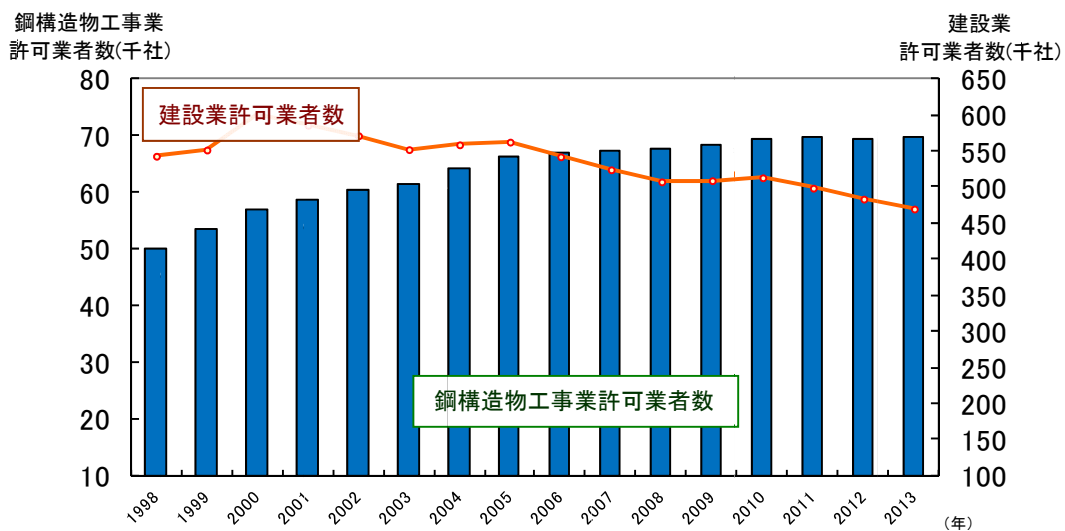
⁵ <http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/pdf/19san3d.pdf>

2. 許可業者数（鋼構造物工事業）の推移

2013年（平成25年）3月末時点の建設業許可業者数が469,900業者（前年比2.8%減）ある中、鋼構造物工事業の許可業者は69,708業者（前年比0.1%増）であり（図表1）、そのうち、約23%の15,778業者が特定建設業者、残りの約77%の53,930業者が一般建設業者となっている。

また、2000年（平成12年）以降、建設業許可業者数は減少傾向で推移しているが、鋼構造物工事業の許可業者数は、2012年（平成24年）に若干減少したものの増加基調にある。

図表1 許可業者数（鋼構造物工事業）の推移



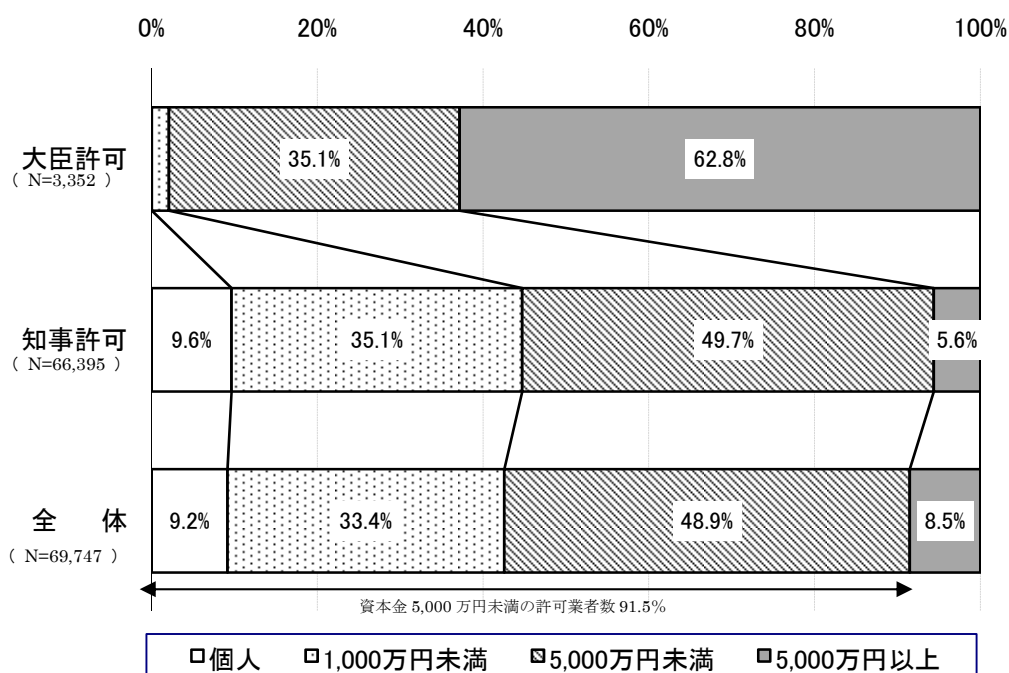
（出典）国土交通省「建設業許可業者数の現況」

（注）「建設業許可業者数」、「鋼構造物工事業の許可業者数」は、各年いずれも3月末時点である。

次に、2013年（平成25年）3月末時点の鋼構造物工事業の許可業者数を資本金階層別に見ると（図表2）、「資本金1千万円以上5千万円未満」が48.9%（34,100業者）と最も多く、次いで「資本金1千万円未満」が33.4%（23,280業者）、「個人」が9.2%（6,385業者）と続いている。資本金5千万円未満の企業が全体の91.5%を占めており、鋼構造物工事業の大多数が資本金規模の比較的小さい企業で構成されている。

なお、建設業許可28業種全体においては、資本金5千万円未満の企業が全体（469,900業者）の96.4%（453,073業者）を占めているが、鋼構造物工事業の資本金別許可業者数の構成は、建設業全体と比較して、若干ではあるが、比較的大きな企業の比率が高いと言えよう。

図表 2 許可業者数（鋼構造物工事業）の資本金階層別構成（2013年3月末時点）

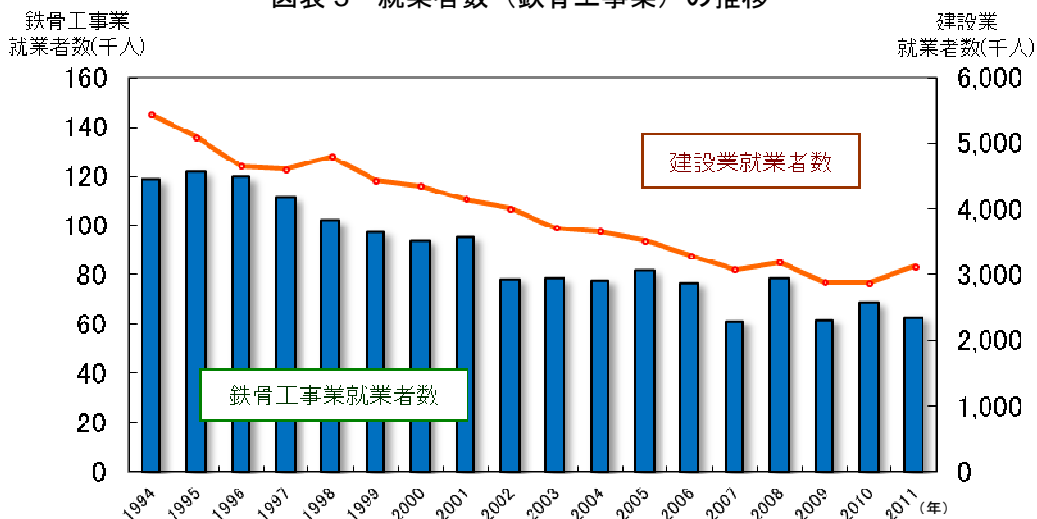


(出典) 国土交通省「建設業許可業者数の現況」

3. 就業者数（鉄骨工事業）の推移

許可業者数（鋼構造物工事業）の推移は、前述の通り、増加率は減少傾向にあるものの、一貫して増え続けているが、就業者数（鉄骨工事業）の推移については、建設業の全就業者数の推移とほぼ同様に減少傾向を示しており（図表 3）、建設業の全就業者に占める鉄骨工事業就業者の割合は 2.0%程度で推移している。

図表 3 就業者数（鉄骨工事業）の推移



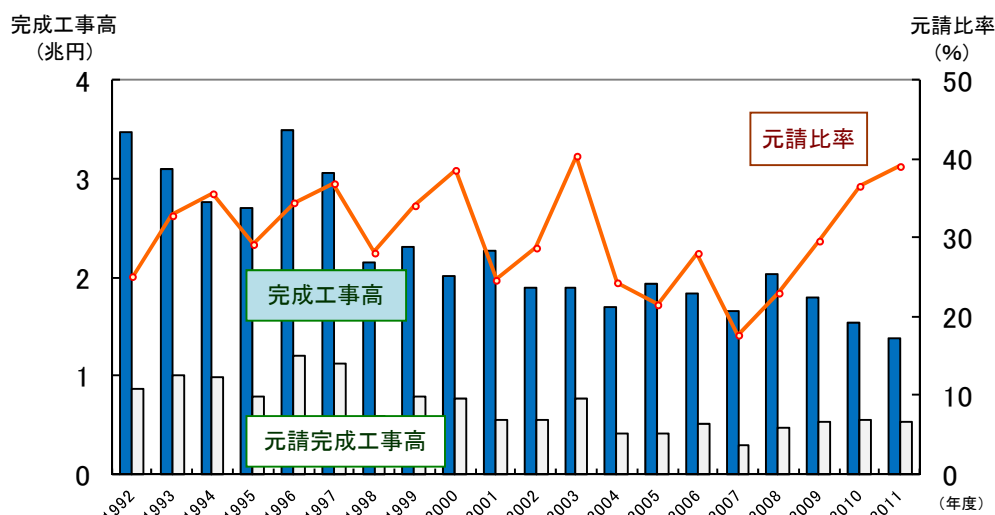
(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

(注) 「建設業就業者数」、「鉄骨工事業の就業者数」は、各年いずれも7月末時点である。

4. 完成工事高・元請完成工事高（鉄骨工事業）の推移

鉄骨工事業の完成工事高の推移は、毎年値の振れが大きい統計であることに留意する必要があるが、1990年台半ばにピークがあり、その後、減少傾向に推移し直近の2011年度（平成23年度）には約1.3兆円となっている（図表4）。元請完成工事高がこの推移に連動しているかどうか見極めにくい要因としては、発注者から直接受注することが多い橋梁工事等とゼネコン等からビル建設等の鉄骨工事を下請として受注している建築分野との割合が年度によりバラツキがあることが考えられる。

図表4 完成工事高・元請完成工事高（鉄骨工事業）の推移

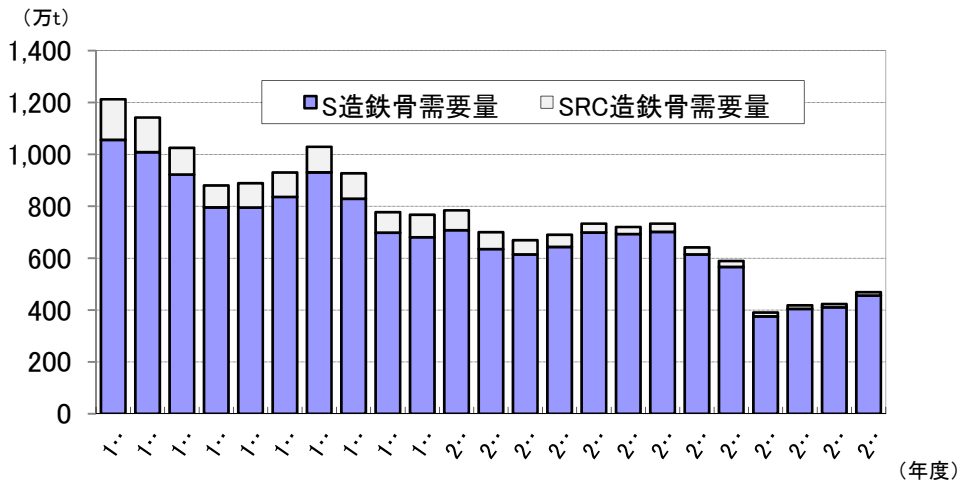


（出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

5. 鋼材需要の動向

鉄骨需要量（S造、SRC造）の推移をしてみると（図表5）、バブル期の1990年度（平成2年度）に1,213万tと過去最高であったものが、バブル崩壊とともに鉄骨需要は減少し、1996年度（平成8年度）に1,030万tにまで持ち直すものの再び減少し、2009年度（平成21年度）には391万tとピーク時の32.2%にまで落ち込み、2010年度以降回復してはいる一方で、SRC造の鉄骨需要量は、1990年度（平成2年度）の157万tに対し、2012年度（平成22年度）には、約13万tと10分の1以下となっている。

図表 5 鉄骨需要量の推移



(出典) 国土交通省「建築着工統計調査」

(注) S造は年度着工面積×100kg、SRC造は年度着工面積×50kgで算出

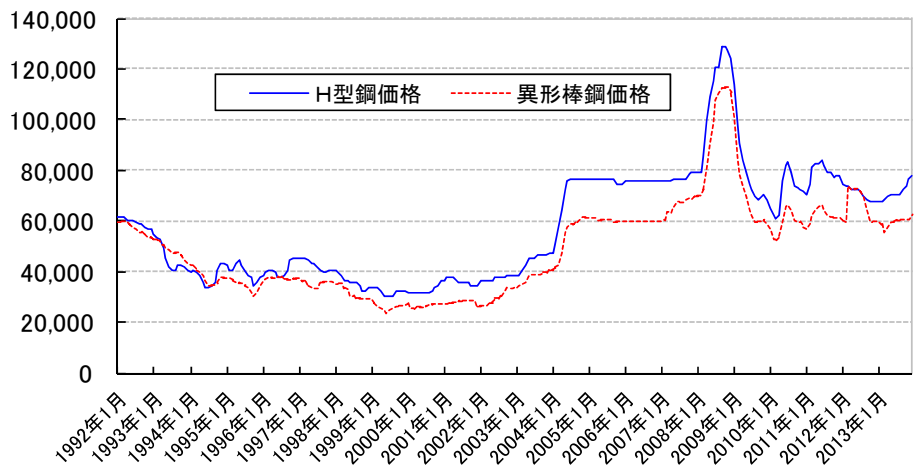
6. 鋼材価格の動向

ビルや工場の鉄骨などに使用される「H型鋼(200×100)」とマンションなどの鉄筋に使用される「異形棒鋼(SD295-D19)」の価格の推移を見ると(図表6)、バブル期において、H型鋼が70,000円/tを超える時はあったものの概ね60,000円/t台後半で推移し、異形棒鋼は概ね60,000円/tで推移していた。バブル崩壊後、鋼材の価格は値下がりし、2000年(平成12年)あたりではH型鋼が32,000~34,000円/t、異形棒鋼が26,000~28,000円/tと、バブル期の半分にまで下落した。その後、新興国での需要拡大などにより2004年(平成16年)に入ってから急騰したものの、2005年(平成17年)から2007年(平成19年)の間は、H型鋼が70,000~80,000円/t、異形棒鋼が60,000~70,000円/tと、バブル期並みの水準で落ち着いていた。

しかしながら、2008年(平成20年)に入ってから鋼材価格が急騰し、7月の価格はH型鋼が130,000円/t、異形棒鋼が113,000円/tと、大幅な値上がりを示した。その後、2010年(平成22年)の1月にはH型鋼が60,000円/t、異形棒鋼が52,000円/tまで最高値の約半値まで下落したまま落ち着いた動きをしていたが、H型鋼、異形棒鋼とも上昇の兆しが出てきている。

(円/t)

図表6 鋼材価格の推移（東京）



(出典) 日刊 鉄鋼新聞 HP より作成

7. おわりに

本稿で取り上げたとおり、鉄骨工事業の就業者数は建設投資とともに減少しているものの、許可業者数（鋼構造物工事業）は増加基調にある。構造的な労務費上昇傾向にあるなか、工場生産の工夫次第で鉄骨造は、コスト面で今後見直される可能性を秘めている。

課題となるのは、材料コストコントロールが難しい点である。リスクヘッジ策としては、公共工事には単品スライド条項の定めがあり、資材高騰のリスクは軽減されるものの、手続きの複雑さ等まだ課題は残る。一方民間工事の場合、請負契約上で発注者にその変動リスクを負担してもらう交渉は非常に困難なため、リスクを背負うのは元請業者となっているのが現状である。

鋼構造物の持続的発展には、鉄鋼資材の価格の安定供給の仕組みづくりが求められる。

(担当：研究員 高山 盛光)

新刊紹介

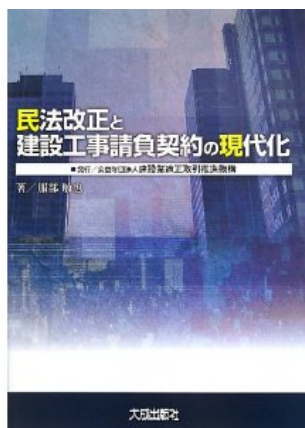
「民法改正と建設工事請負契約の現代化」(服部敏也著)

本書は、いよいよ最終段階の審議が始まった民法改正(債権関係)問題について、建設工事の請負契約に影響する論点に絞って考察したものである。民法改正問題については多くの書物が出版されているが、本書は建設工事の請負契約を中心に扱ったものである。

民法改正問題については、既に、平成 25 年 3 月に法務省・法制審議会・民法(債権関係)部会が「中間試案」を決定し、4~6 月にパブリックコメントが行われた。「中間試案」では民法改正について一定の方向性が示されているが、最終的な「改正要綱案」は、平成 27 年 2 月目途に取りまとめられる予定である。

本書は、当研究所の「研究所だより」に連載された記事が基となっているが、民法改正に関する学者の提案や法制審議会の「中間試案」の内容・影響だけでなく、背景となる経済社会の変化、他産業分野の事情、外国の工事約款、主要国の法律なども紹介し、さらに民法改正を受けた標準請負契約約款の見直し等の今後の展望を考察するなど、その後の研究成果も追加した幅広い内容を扱っている。

契約問題の重要性が強調されて久しい。その契約の基本的ルールが変わろうとしている今、本書はタイムリーで、建設業界にとって参考になるであろう。



著者：服部敏也(みずほ総合研究所(株)社会・公共アドバイザー一部上席参与)

発行：建設業適正取引推進機構(2013年8月)

出版：大成出版社(A5判270頁) 3,780円

編集後記

先日、CM（コンストラクション・マネジメント）方式で契約する際の実務上の課題や、老朽化する橋梁等のインフラマネジメント等について調査するため、米国（ワシントンD.C.、ニューヨーク）へ現地調査に行ってきました。

初めての米国訪問で、やはり英語には苦勞しましたが、現地機関にヒアリングする機会は滅多に無く、貴重な経験をすることができました。

現地調査の報告については、来月号に掲載予定であり、ここでは視察した中で興味深かったニューヨークにある高架都市公園「ハイライン」を紹介します。

ハイラインは、廃線となっていた高架貨物線跡を再開発し、2009年に開園された地上約9m、長さ約2.3kmの公園です。

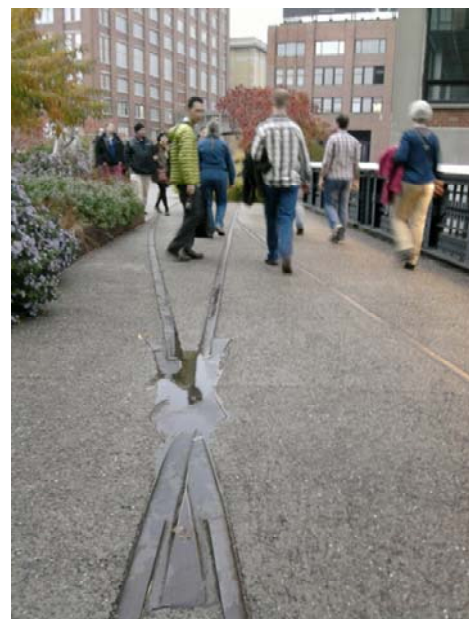
元々、人通りが少なく治安が非常に悪かったこの周辺は、廃線を取り壊すことで街を浄化する予定でしたが、市民達の公園化運動の動きもあり、2002年にブルームバーグ市長就任後、取り壊しの方針を撤回し、公園建設計画が進められることになりました。

ビルの間を縫うような幅の狭い場所ですが、建築家や景観デザイナーの集団によって設計されたハイラインには、植物やベンチ等が工夫して配置されています。

ハイラインが引き金となり、周辺には高級ホテルやブティック、レストラン等が続々と開業され、新しい観光地として脚光を浴びています。

実際にハイラインを訪ねてみると、通路には線路跡が残されており、植物は紅葉が美しく、そこから眺めるマンハッタンの風景はとても素晴らしかったです。周りでは観光客が写真を撮るなどして賑わっていました。

日本にも全国に多数の廃線が残っています。ニューヨークのような都会で無ければ難しいかもしれませんが、ハイラインを参考に廃線を観光に有効活用し、活気のある街が増えていくことが期待されます。



（担当：研究員 水野 裕也）